

## 資料29 騒音に係る環境基準（令和5年12月末現在）

### ア 騒音に係る環境基準

#### 適用地域

京都市、福知山市（平成17年12月31日における福知山市の区域に限る。）、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市（平成17年12月31日における園部町及び八木町の区域に限る。）、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町及び精華町の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる用途地域（久御山町以外の区域にあつては、工業専用地域を除く。）として定められた区域

#### 一般地域

地域の類型	基準値	
	昼間（6時から22時）	夜間（22時から6時）
A及びB	55dB以下	45dB以下
C	60dB以下	50dB以下

#### 道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼間（6時から22時）	夜間（22時から6時）
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB以下	55dB以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65dB以下	60dB以下
幹線交通を担う道路に近接する空間	70dB以下	65dB以下

- (注) 1 幹線交通を担う道路とは次のものをいう。  
 ①道路法上の高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の車線を有する市町村道。  
 ②道路運送法上の一般自動車道であつて都市計画法施行規則に規定する自動車専用道路。  
 2 幹線交通を担う道路に近接する空間とは、2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路にあつては、道路端から15m、2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路にあつては、道路端から20mまでの範囲をいう。

#### 地域の類型

地域の類型	該当地域
A	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及び田園住居地域
B	第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域（久御山町の区域のものに限る。）

### イ 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値
I	70dB以下
II	75dB以下

#### 地域の類型

地域の類型	該当地域	区域
I	区域欄に掲げる区域のうち 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	東海道新幹線の軌道中心線から両側にそれぞれ400メートル以内の地域（鴨川、桂川及び山科川の橋梁並びに大山崎町の国道171号線と東海道新幹線とが交差する橋梁に係る地域については、これら橋梁の橋げた両端のそれぞれの先端部における軌道中心線上の地点を中心とした半径500メートルの円内の地域）のうち、京都市、向日市、長岡京市及び大山崎町の区域。ただし、次の各号に掲げる用地、区域等は除く。
	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 田園住居地域	(1) 新幹線鉄道事業の用に供する駅区等用地及び線路等用地
II	区域欄に掲げる区域のうち 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	(2) 東山トンネルの出入口における軌道中心線上の地点を中心とした半径400メートルの円内のトンネルに係る部分以外のトンネル用地 (3) 鴨川、桂川及び山科川の河川区域（河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項の河川区域をいう。） (4) 工業専用地域として定められた区域

# 資料30 騒音規制法に基づく規制基準等（令和5年12月末現在）

## 規制地域

京都市、福知山市（平成17年12月31日における福知山市の区域に限る。）、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市（平成17年12月31日における園部町及び八木町の区域に限る。）、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町及び精華町の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる用途地域（久御山町以外の区域にあつては、工業専用地域を除く。）として定められた区域

## ○特定工場等において発生する騒音の規制基準

		第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域
		第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 田園住居地域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	工業地域 工業専用地域 (久御山町の区域のものに限る。)
昼間	午前8時～午後6時	45dB	50dB	65dB	70dB
朝・夕	午前6時～午前8時	40dB	45dB	55dB	60dB
	午後6時～午後10時				
夜間	午後10時～午前6時	40dB	40dB	50dB	55dB

(注) 第2種区域、第3種区域及び第4種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5dBを減じた値（第2種区域にあつては夜間を除く。）。

## ○特定建設作業に伴って発生する騒音の規制基準

作業の種類	騒音の大きさ	作業のできない時間		1日あたりの作業時間		同一場所における作業時間	作業日
		第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域		
くい打機を使用する作業 くい抜機を使用する作業 くい打くい抜機を使用する作業 びょう打機を使用する作業 さく岩機を使用する作業 空気圧縮機を使用する作業 コンクリートプラントを設けて行う作業 アスファルトプラントを設けて行う作業 バックホウを使用する作業 トラクターショベルを使用する作業 ブルドーザーを使用する作業	85dB	午後7時～翌日午前7時	午後10時～翌日午前6時	10時間	14時間	連続6日	日曜日その他の休日を除く日

(注) 1 第1号区域とは、規制地域のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びにこれらの地域以外の規制地域のうち、学校、保育所、病院、診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80メートルの区域内をいい、第2号区域とは、規制地域のうち、第1号区域以外の区域をいう。  
2 環境大臣が指定するバックホウ、トラクターショベル及びブルドーザーを使用する作業を除く。  
3 当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。

## ○自動車騒音に係る要請限度

区域の区分	基準値	
	昼間（6時から22時）	夜間（22時から6時）
a 区域及びb 区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65dB以下	55dB以下
a 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB以下	65dB以下
b 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB以下	70dB以下
幹線交通を担う道路に近接する区域	75dB以下	70dB以下

(注) 1 幹線交通を担う道路とは次のものをいう。  
①道路法上の高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の車線を有する市町村道。  
②道路運送法上の一般自動車道であつて都市計画法施行規則に規定する自動車専用道路。  
2 幹線交通を担う道路に近接する空間とは、2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路にあつては、道路端から15m、2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路にあつては、道路端から20mまでの範囲をいう。

## 区域の区分

区域の区分	該当地域
a	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及び田園住居地域
b	第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
c	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域（久御山町の区域のものに限る。）

# 資料 31 夜間営業等の騒音の制限(令和5年 12 月末現在)

## 規制地域

京都市、福知山市（平成17年12月31日における福知山市の区域に限る。）、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市（平成17年12月31日における園部町及び八木町の区域に限る。）、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町及び精華町の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる用途地域（久御山町以外の区域にあっては、工業専用地域を除く。）として定められた区域

### ○飲食店営業等及び作業の騒音の制限に係る音量基準（午後10時～翌日午前6時）

	第1種区域	第2種区域	第3種区域
		第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 田園住居地域 知事が告示で指定する地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 知事が告示で指定する地域
食品衛生法施行令第35条第1号及び第2号による営業（飲食店営業等）	40dB	50dB	55dB
専らカラオケ装置を使用させて営む営業			
資材及び土砂その他これらに類するものを屋外で常時保管する場所においてクレーン・バックホウ等の機械を使用して行う作業	40dB	50dB	

### ○飲食店営業等の音響機器の使用制限（午後11時～翌日午前6時）

	第1種区域
食品衛生法施行令第35条第1号及び第2号による営業（飲食店営業等）	カラオケ装置 音響再生装置
専らカラオケ装置を使用させて営む営業	拡声装置

## 資料 32 商業宣伝を目的とした拡声機の使用の制限(令和5年 12 月末現在)

	第 1 種区域	第 2 種区域	第 3 種区域	第 4 種区域
		第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 田園住居地域	第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 用途地域として定められていない区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域
午前 8 時～午後 6 時	55 dB	60 dB	75 dB	80 dB
午後 6 時～午後 8 時	50 dB	55 dB	65 dB	70 dB

(注) 測定場所は、拡声機の直下の地点から10メートルの地点とする。

遵守事項	<p>(1) 午後 8 時から翌日の午前 8 時までの間においては、拡声機を使用しないこと（飲食物の販売を目的とする移動式の店舗により移動して一時的に拡声機を使用する場合であって、周辺の人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがないときを除く。）。</p> <p>(2) 幅員 4 メートル未満の道路においては、拡声機を使用しないこと。</p> <p>(3) 地上 10 メートル以上の位置で拡声機を使用しないこと。</p> <p>(4) 同一場所において拡声機を使用する場合は、毎時 15 分以上の休止時間をおくこと。</p> <p>(5) 50 メートル以内の距離で同一の営業者が 2 以上の拡声機により内容を異にする放送を同時に行わないこと。</p>
------	--

### 資料33 騒音規制法に基づく特定施設の届出状況(令和5年3月末現在)

(単位 上段:台、下段:箇所)

		京都市	福知山市	舞鶴市	綾部市	宇治市	宮津市	亀岡市	城陽市	向日市	長岡京市	八幡市	京田辺市	京丹後市	南丹市	木津川市	大山崎町	久御山町	井手町	宇治田原町	笠置町	和束町	精華町	南山城村	京丹波町	伊根町	与謝野町	合計
金属加工機械	特定施設	1,709	100	81	813	384	0	297	66	31	76	67	3	0	72	34	48	452	3	160	0	0	86	0	0	0	0	4,482
	特定工場等	311	29	20	10	55	0	19	12	10	36	10	2	0	2	6	5	73	2	14	0	0	6	0	0	0	0	622
空気圧縮機等	特定施設	9,473	340	836	275	1,368	103	400	236	349	657	78	96	0	110	466	350	765	66	56	0	0	1,024	0	0	0	0	17,048
	特定工場等	1,289	84	78	37	143	9	64	27	54	64	34	22	0	29	52	9	159	9	39	0	0	74	0	0	0	0	2,276
土石用破砕機等	特定施設	96	10	14	0	28	0	7	0	6	7	0	0	0	1	0	0	1	13	0	0	0	1	0	0	0	0	184
	特定工場等	22	6	4	0	6	0	1	0	1	4	0	0	0	1	0	0	1	3	0	0	0	1	0	0	0	0	50
織機	特定施設	12,074	8	0	0	102	1	95	0	0	8	0	0	0	8	269	0	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12,586
	特定工場等	2,960	2	0	0	5	1	7	0	0	3	0	0	0	1	9	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,991
建設用資材製造機械	特定施設	23	3	9	0	13	1	3	0	0	6	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	59
	特定工場等	16	3	6	0	8	1	2	0	0	3	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	40
穀物用製粉機	特定施設	20	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20
	特定工場等	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
木材加工機械	特定施設	601	151	257	0	56	2	76	7	37	37	19	0	0	1	10	0	31	11	1	0	0	0	0	0	0	0	1,297
	特定工場等	240	99	37	0	17	1	17	4	6	14	8	0	0	1	2	0	11	4	1	0	0	0	0	0	0	0	462
抄紙機	特定施設	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13
	特定工場等	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
印刷機械	特定施設	1,739	11	19	0	58	0	78	6	41	4	5	0	0	0	14	13	51	3	17	0	0	5	0	0	0	0	2,064
	特定工場等	413	3	5	0	15	0	11	3	1	3	2	0	0	0	4	1	11	1	4	0	0	3	0	0	0	0	480
合成樹脂射出成形機	特定施設	286	7	0	8	261	0	108	23	99	26	12	0	0	30	32	140	181	1	5	0	0	29	0	0	0	0	1,248
	特定工場等	41	1	0	1	15	0	2	4	3	6	1	0	0	3	3	2	20	1	1	0	0	2	0	0	0	0	106
鋳造型機	特定施設	18	0	3	0	13	0	2	0	0	0	0	0	0	194	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	230
	特定工場等	8	0	1	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	46
合計	特定施設	26,041	630	1,219	1,096	2,285	107	1,066	338	563	821	181	99	0	416	833	551	1,504	97	239	0	0	1,145	0	0	0	0	39,231
	特定工場等	5,304	227	151	48	267	12	124	50	75	133	55	24	0	71	77	17	280	20	59	0	0	86	0	0	0	0	7,080

資料34 京都府環境を守り育てる条例に基づく騒音の特定施設の届出状況(令和5年3月末現在)

(単位 上段:台、下段:箇所)

		京都市	福知山市	舞鶴市	綾部市	宇治市	宮津市	亀岡市	城陽市	向日市	長岡京市	八幡市	京田辺市	京丹後市	南丹市	木津川市	大山崎町	久御山町	井手町	宇治田原町	笠置町	和束町	精華町	南山城村	京丹波町	伊根町	与謝野町	合計
金属加工機械	特定施設	7,515	652	234	966	796	12	772	213	48	522	480	572	19	490	226	67	1,173	3	431	0	0	50	0	8	0	11	15,260
	特定工場等	1,125	129	101	118	85	9	64	58	27	132	39	27	18	46	21	26	177	3	41	0	0	4	0	3	0	3	2,256
圧縮機	特定施設	59,527	2,154	2,081	671	3,296	146	1,986	1,867	897	2,314	1,428	2,033	111	491	2,113	450	1,344	81	276	0	0	1,145	0	67	0	109	84,587
	特定工場等	4,515	263	232	104	335	25	166	138	73	151	179	129	40	79	130	21	162	12	41	0	0	34	0	15	0	15	6,859
送風機	特定施設	5,288	1,209	425	238	420	146	347	158	19	291	257	539	10	269	239	224	246	3	71	0	0	315	0	13	1	2	10,730
	特定工場等	1,019	165	61	40	53	17	42	30	8	43	34	36	6	40	24	7	46	3	9	0	0	15	0	5	1	1	1,705
粉砕機	特定施設	762	228	164	29	232	49	178	7	4	19	26	95	59	27	35	160	46	22	3	0	0	6	0	5	0	1	2,157
	特定工場等	165	54	34	10	31	3	17	5	3	10	9	16	13	15	9	4	20	4	2	0	0	4	0	3	0	1	432
繊維機械	特定施設	287	43	57	263	11	1,081	183	353	0	7	13	0	6	3	3	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	12	2,326
	特定工場等	70	15	2	4	3	350	12	8	0	1	4	0	1	2	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	476
建設用資材製造機械	特定施設	11	16	11	8	4	8	9	2	1	2	0	2	0	5	10	0	5	4	0	0	0	0	0	0	1	0	99
	特定工場等	11	13	10	6	2	6	8	1	1	1	0	2	0	5	4	0	1	2	0	0	0	0	0	0	1	0	74
穀物用製粉機	特定施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	特定工場等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
木材加工機械	特定施設	1,236	188	289	80	103	123	248	19	21	80	13	6	4	64	19	0	88	15	5	0	0	0	0	2	0	0	2,603
	特定工場等	363	127	130	22	35	35	52	13	5	52	8	4	4	34	8	0	33	4	2	0	0	0	0	2	0	0	933
抄紙機	特定施設	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	特定工場等	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
印刷機械	特定施設	10	34	0	8	0	16	17	0	0	0	3	14	0	6	0	0	0	0	17	0	0	0	0	0	0	0	125
	特定工場等	2	3	0	2	0	3	8	0	0	0	2	2	0	2	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	28
合成樹脂用射出形成機	特定施設	1	62	0	46	0	0	1	0	0	0	0	50	11	0	2	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	178
	特定工場等	1	11	0	19	0	0	1	0	0	0	0	6	2	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	42
合成樹脂加工機械	特定施設	338	183	8	9	92	0	71	8	0	31	33	90	55	0	1	7	24	0	49	0	0	0	0	0	0	0	999
	特定工場等	45	9	3	3	5	0	6	2	0	5	5	10	12	0	1	2	3	0	6	0	0	0	0	0	0	0	117
鋳造型機	特定施設	24	11	6	0	0	0	8	0	0	3	0	2	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	57
	特定工場等	8	3	1	0	0	0	2	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17
遠心分離機	特定施設	36	18	1	0	7	1	1	2	0	1	0	0	0	1	0	0	5	0	0	0	0	2	0	0	0	0	75
	特定工場等	12	5	1	0	1	1	1	1	0	1	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	28
クーリングタワー	特定施設	2,439	299	104	133	320	50	132	43	23	127	22	77	7	46	63	25	93	1	12	0	0	10	0	0	0	3	4,029
	特定工場等	970	86	68	34	23	27	22	19	17	38	16	11	6	25	16	4	26	1	7	0	0	4	0	0	0	1	1,421
重油バーナー	特定施設	61	120	47	8	13	21	28	9	0	18	6	0	0	3	1	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	339
	特定工場等	35	11	6	4	4	2	2	3	0	6	3	0	0	1	1	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	82
工業用動力ミシン	特定施設	1,138	60	352	1,118	85	120	666	39	0	24	32	0	0	0	48	0	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,698
	特定工場等	85	11	10	51	5	1	36	3	0	4	4	0	0	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	214
ガラス研磨機	特定施設	123	3	77	0	0	0	0	0	0	0	0	45	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	248
	特定工場等	12	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20
ニューマチックハンマー	特定施設	29	11	580	2	0	0	46	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	668
	特定工場等	7	3	3	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16
コルゲートマシン	特定施設	1	0	0	1	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	13
	特定工場等	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4
合計	特定施設	78,826	5,293	4,436	3,580	5,379	1,773	4,693	2,720	1,013	3,449	2,313	3,525	282	1,405	2,763	933	3,048	130	869	0	0	1,528	0	95	2	138	128,193
	特定工場等	6,232	810	387	420	581	457	432	195	134	443	218	194	101	124	206	24	397	30	89	0	0	55	0	16	2	22	11,569

(注)1つの特定工場等に複数の異なる特定施設が設置される場合があるため、特定施設の種類ごとの特定工場等数の和と特定工場等数の合計は必ずしも一致しません。

## 資料35 振動規制法に基づく規制基準等（令和5年12月末現在）

### 規制地域

京都市、福知山市（平成17年12月31日における福知山市の区域に限る。）、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市（平成17年12月31日における園部町及び八木町の区域に限る。）、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町及び精華町の区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる用途地域（久御山町以外の区域にあっては、工業専用地域を除く。）として定められた区域

### ○特定工場等において発生する振動の規制基準

		第1種区域		第2種区域	
		第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 田園住居地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域 (久御山町の区域のものに限る。)		
昼間	午前8時～午後7時	60dB		65dB	
夜間	午後7時～午前8時	55dB		60dB	

(注) 学校、保育所、病院、診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲50メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5dBを減じた値（第1種区域の夜間を除く。）。

### ○特定建設作業に伴って発生する振動の規制基準

作業の種類	振動の大きさ	作業のできない時間		1日あたりの作業時間		同一場所における作業時間	作業日
		第1号区域	第2号区域	第1号区域	第2号区域		
くい打機を使用する作業 くい抜機を使用する作業 くい打くい抜機を使用する作業 鋼球を使用して破壊する作業 舗装版破砕機を使用する作業 プレーカーを使用する作業	75dB	午後7時～翌日午前7時	午後10時～翌日午前6時	10時間	14時間	連続6日	日曜日その他の休日を除く日

(注) 1 第1号区域とは、規制地域のうち、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びにこれらの地域以外の規制地域のうち、学校、保育所、病院、診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲80メートルの区域内をいい、第2号区域とは、規制地域のうち、第1号区域以外の区域をいう。

2 当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。

### ○道路交通振動に係る要請限度

		第1種区域		第2種区域	
		第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 田園住居地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域 (久御山町の区域のものに限る。)		
昼間	午前8時～午後7時	65dB		70dB	
夜間	午後7時～午前8時	60dB		65dB	

資料36 振動規制法に基づく特定施設の届出状況(令和5年3月末現在)

(単位 上段:台、下段:箇所)

		京都市	福知山市	舞鶴市	綾部市	宇治市	宮津市	亀岡市	城陽市	向日市	長岡京市	八幡市	京田辺市	京丹後市	南丹市	木津川市	大山崎町	久御山町	井手町	宇治田原町	笠置町	和束町	精華町	南山城村	京丹波町	伊根町	与謝野町	合計
金属加工機械	特定施設	1,804	199	86	801	671	0	655	65	30	127	64	3	0	3	15	56	423	1	0	0	0	79	0	0	0	0	5,082
	特定工場等	258	41	21	9	59	0	23	10	10	36	7	2	0	1	2	3	83	1	0	0	0	8	0	0	0	0	574
圧縮機	特定施設	1,713	507	280	130	347	63	405	89	311	129	41	54	0	112	453	184	445	30	0	0	0	416	0	0	0	0	5,709
	特定工場等	395	30	48	23	87	10	39	22	48	38	22	13	0	28	48	8	121	7	0	0	0	43	0	0	0	0	1,030
土石用破砕機等	特定施設	82	155	14	0	27	0	7	0	6	7	0	0	0	1	0	0	1	7	0	0	0	1	0	0	0	0	308
	特定工場等	20	36	4	0	7	0	1	0	1	4	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	77
織機	特定施設	7,612	22	0	0	26	0	73	0	0	6	0	0	0	8	269	0	0	0	0	0	0	8	0	0	0	0	8,024
	特定工場等	2,243	10	0	0	3	0	6	0	0	2	0	0	0	1	9	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	2,279
コンクリートブ ロックマシン等	特定施設	5	0	0	0	10	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18
	特定工場等	1	0	0	0	2	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
木材加工機械	特定施設	6	6	21	0	2	0	7	1	2	0	0	0	0	0	3	0	1	7	0	0	0	3	0	0	0	0	59
	特定工場等	6	5	4	0	1	0	6	1	1	0	0	0	0	0	2	0	1	3	0	0	0	2	0	0	0	0	32
印刷機械	特定施設	864	23	6	0	61	0	59	1	38	3	2	0	0	16	14	12	56	0	0	0	0	4	0	0	0	0	1,159
	特定工場等	227	3	3	0	9	0	18	1	1	2	1	0	0	2	5	2	13	0	0	0	0	4	0	0	0	0	291
ロール機	特定施設	1	0	0	21	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	37
	特定工場等	1	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
合成樹脂射出 成形機	特定施設	302	25	1	28	289	0	108	23	100	31	12	0	0	5	32	139	142	0	0	0	0	29	0	0	0	0	1,266
	特定工場等	38	5	1	3	18	0	2	4	3	6	1	0	0	0	3	2	17	0	0	0	0	2	0	0	0	0	105
鋳造型機	特定施設	27	5	0	14	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	0	0	0	0	0	0	0	0	76
	特定工場等	10	2	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	23
合計	特定施設	12,416	942	408	994	1,446	63	1,316	179	487	304	119	57	0	145	794	398	1,068	62	0	0	0	540	0	0	0	0	21,738
	特定工場等	3,199	132	81	41	188	10	96	38	64	89	31	15	0	33	70	16	236	19	0	0	0	65	0	0	0	0	4,423



# 資料37 京都府環境を守り育てる条例に基づく振動の特定施設の届出状況(令和5年3月末現在)

(単位 上段:台、下段:箇所)

		京都市	福知山市	舞鶴市	綾部市	宇治市	宮津市	亀岡市	城陽市	向日市	長岡京市	八幡市	京田辺市	京丹後市	南丹市	木津川市	大山崎町	久御山町	井手町	宇治田原町	笠置町	和東町	精華町	南山城村	京丹波町	伊根町	与謝野町	合計	
金属加工機械	特定施設	426	378	56	557	33	1	280	22	9	23	118	438	7	25	47	10	162	10	228	0	0	31	0	0	0	0	8	2,869
	特定工場等	160	55	26	41	13	1	34	10	4	10	28	13	6	5	15	5	39	4	26	0	0	1	0	0	0	2	498	
圧縮機	特定施設	85	764	72	147	0	3	23	0	0	1	22	787	54	61	3	1	0	0	259	0	0	16	0	17	0	48	2,363	
	特定工場等	19	48	12	37	0	1	2	0	0	1	11	59	20	7	2	1	0	0	35	0	0	2	0	3	0	14	274	
粉碎機	特定施設	718	198	162	20	234	48	163	6	3	11	26	90	58	16	13	84	38	14	3	0	0	5	0	4	0	1	1,915	
	特定工場等	156	40	32	10	31	2	13	4	2	6	9	15	13	9	6	4	18	2	2	0	0	3	0	2	0	1	380	
織機	特定施設	0	31	0	0	0	1,081	0	0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	1,130	
	特定工場等	0	11	0	0	0	350	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	363	
パッチャー プラント	特定施設	21	5	10	0	5	0	8	1	7	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	61	
	特定工場等	19	5	8	0	4	0	8	1	1	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	49	
コンクリート ブロックマシン	特定施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19	
	特定工場等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	
木材加工機械	特定施設	0	4	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	7	
	特定工場等	0	4	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	7	
冷凍機	特定施設	27,852	758	690	182	1,935	58	687	873	219	1,183	405	457	3	148	551	321	658	17	18	0	0	440	0	0	0	7	37,462	
	特定工場等	3,129	85	143	32	259	12	128	101	40	90	49	36	2	14	40	13	82	2	4	0	0	19	0	0	0	1	4,281	
遠心分離機	特定施設	7	12	1	2	2	1	5	2	0	4	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	45	
	特定工場等	6	4	1	1	1	1	3	1	0	2	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23	
ニューマチック ハンマー	特定施設	25	11	580	2	0	0	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	642	
	特定工場等	3	3	3	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	11	
コルゲート マシン	特定施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	11	
	特定工場等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
原石切断機	特定施設	1	0	0	0	0	5	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	
	特定工場等	1	0	0	0	0	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7		
印刷機械	特定施設	5	34	0	0	0	16	2	0	0	0	3	14	0	0	0	0	0	0	17	0	0	0	0	0	0	0	91	
	特定工場等	1	3	0	0	0	3	2	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	17	
ロール機	特定施設	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
	特定工場等	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
合成樹脂用 射出形成機	特定施設	0	54	1	30	0	0	1	0	0	0	0	48	11	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	150	
	特定工場等	0	9	1	10	0	0	1	0	0	0	0	5	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	28	
鋳造型機	特定施設	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	
	特定工場等	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
合計	特定施設	29,140	2,255	1,572	940	2,209	1,214	1,198	904	238	1,234	574	1,839	140	269	614	416	867	42	530	0	0	492	0	22	0	76	46,785	
	特定工場等	3,402	259	194	132	307	375	188	117	47	110	87	109	44	30	61	17	131	9	40	0	0	24	0	6	0	19	5,708	

(注)1つの特定工場等に複数の異なる特定施設が設置される場合があるため、特定施設の種類の特定工場等数の和と特定工場等数の合計は必ずしも一致しません。



資料39 京都府環境を守り育てる条例に基づく悪臭の特定施設の届出状況(令和5年3月末現在)

(単位 上段:台、下段:箇所)

		京都市	福知山市	舞鶴市	綾部市	宇治市	宮津市	亀岡市	城陽市	向日市	長岡京市	八幡市	京田辺市	京丹後市	南丹市	木津川市	大山崎町	久御山町	井手町	宇治田原町	笠置町	和束町	精華町	南山城村	京丹波町	伊根町	与謝野町	合計			
飼料、肥料又はにかわの製造の用に供する施設	原料置場	特定施設	11	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	
		特定工場等	6	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10
	蒸解施設	特定施設	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
		特定工場等	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	乾燥施設	特定施設	6	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
		特定工場等	5	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
小計		特定施設	20	0	1	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26	
		特定工場等	13	0	1	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19	
豚200頭以上又は鶏10,000羽以上の飼養の用に供する飼料調理施設	特定施設	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
	特定工場等	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
鶏10,000羽分以上のふんの処理の用に供する乾燥施設	特定施設	0	0	3	0	0	0	0	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	
	特定工場等	0	0	1	0	0	0	0	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	
合計	特定施設	24	0	4	0	0	0	0	8	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	38	
	特定工場等	10	0	2	0	0	0	0	8	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	

(注)1つの特定工場等に複数の異なる特定施設が設置される場合があるため、特定施設の種類ごとの特定工場等数の和と特定工場等数の小計、合計は必ずしも一致しません。

資料40 道路に面する地域（自動車騒音）測定結果（令和4年度）

一連番号	道路名	測定地点	測定年月日		車線数	環境基準	近接空間特例	測定位置(m)		等価騒音レベル(dB)						備考
			開始	終了				車道端からの距離	地上からの高さ	昼間*1	対環境基準値*2	対要請限度*3	夜間*1	対環境基準値*2	対要請限度*3	
1	府道大津淀線	京都市伏見区深草東伊達町	R4.9.28	R4.9.29	2	A	有	2.0	1.2	69	○	○	63	○	○	
2	府道宇多野嵐山山田線	京都市右京区嵯峨天龍寺立石町	R4.9.20	R4.9.21	2	A	有	1.0	1.2	62	○	○	58	○	○	
3	府道京都宇治線	京都市伏見区桃山町根来	R4.9.28	R4.9.29	2	B	有	3.4	1.2	69	○	○	68	×	○	
4	府道宇多野嵐山山田線	京都市西京区山田畑田町	R4.9.20	R4.9.21	2	B	有	3.3	1.2	70	○	○	65	○	○	
5	府道大津宇治線	京都市伏見区醍醐合場町	R4.9.20	R4.9.21	2	B	有	2.4	1.2	66	○	○	61	○	○	
6	府道二条停車場東山三条線	京都市中京区円福寺町	R4.9.20	R4.9.21	6	C	有	12.2	1.2	67	○	○	62	○	○	
7	市道北山通	京都市左京区松ヶ崎雲路町	R4.9.20	R4.9.21	4	A	有	3.5	1.2	66	○	○	60	○	○	
8	府道伏見柳谷高槻線	京都市伏見区羽束師 志水町	R4.9.28	R4.9.29	4	B	有	2.4	1.2	71	×	○	69	×	○	
9	市道京都環状線	京都市中京区西ノ京新建町	R4.9.20	R4.9.21	4	C	有	4.6	1.2	69	○	○	63	○	○	
10	市道鹿ヶ谷嵐山線	京都市左京区聖護院円頓美町	R4.9.20	R4.9.21	4	B	有	2.9	1.2	66	○	○	59	○	○	
11	市道観月橋横大路線	京都市伏見区葭島金井戸町	R4.9.20	R4.9.21	4	C	有	5.0	1.2	69	○	○	68	×	○	
12	府道岩倉山端線	京都市左京区上高野車地町	R4.9.20	R4.9.21	4	A	有	3.5	1.2	69	○	○	62	○	○	
13	府道二条停車場嵐山線	京都市右京区西院上花田町	R4.9.20	R4.9.21	4	C	有	5.9	1.2	67	○	○	60	○	○	
14	府道伏見港京都停車場線	京都市伏見区表町	R4.9.20	R4.9.21	2	C	有	2.5	1.2	65	○	○	59	○	○	
15	府道伏見港京都停車場線	京都市伏見区片原町	R4.9.20	R4.9.21	2	C	有	2.3	1.2	66	○	○	60	○	○	
16	府道伏見港京都停車場線	京都市南区東九条東山王町	R4.9.20	R4.9.21	2	C	有	3.5	1.2	69	○	○	64	○	○	
17	府道伏見港京都停車場線	京都市下京区東塩小路町	R4.9.20	R4.9.21	4	C	有	2.8	1.2	66	○	○	61	○	○	
18	市道西野山大宅線	京都市山科区柳辻西潰	R4.9.20	R4.9.21	4	B	有	2.5	1.2	68	○	○	63	○	○	
19	市道久世北茶屋線	京都市西京区大枝東長町	R4.9.20	R4.9.21	4	A	有	3.5	1.2	68	○	○	64	○	○	
20	府道四ノ宮四ツ塚線	京都市東山区東町	R4.9.20	R4.9.21	4	B	有	3.7	1.2	67	○	○	63	○	○	
21	府道四ノ宮四ツ塚線	京都市東山区妙法院前側町	R4.9.28	R4.9.29	4	B	有	1.9	1.2	69	○	○	64	○	○	
22	府道中山稻荷線	京都市南区久世上久世町	R4.9.28	R4.9.29	4	B	有	3.3	1.2	69	○	○	65	○	○	
23	府道上久世石見上里線	京都市南区久世中久世町3丁目	R4.9.20	R4.9.21	2	C	有	2.0	1.2	67	○	○	60	○	○	
24	市道鴨川東岸線	京都市東山区弁財天町	R4.9.20	R4.9.21	4	C	有	3.2	1.2	67	○	○	64	○	○	
25	市道鳥羽通	京都市東山区福稲川原町	R4.9.20	R4.9.21	5	C	有	8.7	1.2	63	○	○	55	○	○	
26	市道葛野大路通	京都市南区吉祥院鳴笠井町	R4.9.20	R4.9.21	4	B	有	2.9	1.2	66	○	○	59	○	○	
27	市道栗生中山線	京都市西京区大枝北福西町4丁目	R4.9.20	R4.9.21	4	A	有	4.5	1.2	66	○	○	60	○	○	
28	市道嵐山祇園線（四条通）	京都市右京区梅津西浦町	R4.9.28	R4.9.29	2	C	無	4.1	1.2	68	×	○	63	×	○	
29	市道外環状線（京都外環状線）	京都市伏見区石田大受町	R4.9.28	R4.9.29	2	B	無	2.6	1.2	71	×	○	71	×	×	
30	市道師団街道（師団街道）	京都市伏見区深草稲荷鳥居前町	R4.9.28	R4.9.29	2	B	無	3.0	1.2	66	×	○	62	×	○	
31	市道向日町停車場塚原線（新林本通）	京都市西京区大枝西新林町1丁目	R4.9.28	R4.9.29	2	A	無	9.2	1.2	60	○	○	53	○	○	
32	市道千本線（千本通）	京都市上京区十四軒町	R4.9.28	R4.9.29	2	C	無	2.8	1.2	68	×	○	63	×	○	
33	府道福知山停車場篠尾線	福知山市篠尾新町	R4.12.14	R4.12.15	2	B	有	4.3	1.2	66	○	○	58	○	○	
34	一般国道9号	福知山市宇多保市	R4.12.14	R4.12.15	2	B	有	4.1	1.2	70	○	○	65	○	○	
35	一般国道9号	福知山市宇岩崎	R4.12.14	R4.12.15	2	B	有	1.0	1.2	71	×	○	66	×	○	
36	一般国道27号	舞鶴市宇北田辺	R4.11.7	R4.11.8	2	B	有	2.1	1.2	68	○	○	64	○	○	
37	一般国道177号	舞鶴市宇魚屋	R4.10.20	R4.10.21	2	B	有	1.3	1.2	60	○	○	53	○	○	
38	府道由良金ヶ岬上福井線	舞鶴市宇喜多	R4.10.13	R4.10.14	2	B	有	0.5	1.2	55	○	○	47	○	○	
39	府道小倉西舞鶴線	舞鶴市宇行永	R4.11.10	R4.11.11	2	B	有	1.7	1.2	71	×	○	65	○	○	
40	一般国道27号	綾部市味方町	R4.11.30	R4.12.1	2	C	有	7.0	1.2	68	○	○	65	○	○	
41	府道福知山綾部線	綾部市宮代町	R4.10.26	R4.10.27	2	C	有	4.3	1.2	67	○	○	63	○	○	
42	一般国道24号	宇治市榎島町京都文教大学	R5.3.7	R5.3.8	2	B	有	2.3	1.2	65	○	○	63	○	○	
43	一般国道24号	宇治市伊勢田町京都府南部総合地方卸売市場	R5.3.7	R5.3.8	4	X	有	4.0	1.2	69	○	○	66	×	○	
44	府道京都宇治線	宇治市木幡南端5	R4.11.8	R4.11.9	2	B	有	10.0	1	63	○	○	59	○	○	
45	府道京都宇治線	宇治市菟道大垣内53-14	R4.12.20	R4.12.21	4	B	有	6.0	1	66	○	○	60	○	○	
46	市道宇治白川線	宇治市宇治琵琶33	R4.11.15	R4.11.16	2	B	無	6.0	2	66	×	○	61	×	○	
47	府道八幡宇治線	宇治市伊勢田町井尻58	R4.12.7	R4.12.8	2	C	有	4.0	1	60	○	○	57	○	○	
48	府道城陽宇治線	宇治市伊勢田町大谷19	R4.12.13	R4.12.14	2	B	有	11.0	1	63	○	○	61	○	○	

一 連 番 号	道 路 名	測 定 地 点	測定年月日		車 線 数	環 境 基 準	近 接 空 間 特 例	測定位置 (m)		等価騒音レベル (d B)						備 考
			開 始	終 了				車 道 端 か ら の 距 離	地 上 か ら の 高 さ	昼 間 *1	対 環 境 基 準 値 *2	対 要 請 限 度 *3	夜 間 *1	対 環 境 基 準 値 *2	対 要 請 限 度 *3	
49	府道宇治淀線	宇治市大久保町田原1	R4.12.1	R4.12.2	2	C	有	8.0	1	67	○	○	63	○	○	
50	市道西田熊小路線	宇治市木幡熊小路19	R4.11.8	R4.11.9	2	C	無	19.0	1	59	○	○	56	○	○	
51	府道城陽宇治線	宇治市模島町一ノ坪8	R4.12.1	R4.12.2	2	C	有	5.0	1	62	○	○	61	○	○	
52	市道宇治橋若森線	宇治市宇治里尻81	R4.12.20	R4.12.21	2	C	無	4.0	1	63	○	○	58	○	○	
53	府道宇治小倉停車場線	宇治市宇治蔭山6	R4.11.24	R4.11.25	2	C	有	5.0	1	58	○	○	51	○	○	
54	府道大津南郷宇治線	宇治市宇治塔川	R4.11.15	R4.11.16	2	B	有	3.0	1	60	○	○	53	○	○	
55	一般国道24号	宇治市伊勢田町西遊田90	R4.12.7	R4.12.8	4	C	有	5.0	1	70	○	○	67	×	○	
56	市道下居大久保線	宇治市琵琶台1丁目8-4	R4.11.24	R4.11.25	2	A	無	4.0	2	66	×	○	61	×	○	
57	府道綾部大江宮津線	宮津市宇京街道	R5.2.16	R5.2.17	2	B	有	5.3	1.2	62	○	○	52	○	○	
58	一般国道9号	亀岡市安町	R5.3.6	R5.3.7	2	C	有	2.8	1.2	69	○	○	67	×	○	
59	一般国道9号	亀岡市余部町	R5.3.6	R5.3.7	2	B	有	1.1	1.2	65	○	○	62	○	○	
60	一般国道372号	亀岡市安町	R5.3.6	R5.3.7	2	B	有	1.1	1.2	70	○	○	65	○	○	
61	一般国道423号	亀岡市曾我部町 南条	R5.3.6	R5.3.7	2	B	有	1.4	1.2	64	○	○	57	○	○	
62	一般国道24号	城陽市久世	R4.12.6	R4.12.7	4	C	有	4.1	1.2	71	×	○	67	×	○	
63	府道山城総合運動公園城陽線	城陽市寺田	R4.12.6	R4.12.7	2	A	有	4.4	1.2	73	×	○	65	○	○	
64	府道上狛城陽線	城陽市観音堂	R4.12.6	R4.12.7	2	X	有	4.3	1.2	65	○	○	59	○	○	
65	府道八幡城陽線	城陽市平川	R4.12.6	R4.12.7	2	A	有	2.2	1.2	61	○	○	55	○	○	
66	一般国道24号	城陽市富野	R4.12.6	R4.12.7	2	B	有	2.0	1.2	70	○	○	68	×	○	
67	一般国道307号	城陽市市辺	R4.12.6	R4.12.7	2	C	有	3.2	1.2	71	×	○	67	×	○	
68	一般国道171号	向日市鶏冠井町	R5.1.23	R5.1.24	4	C	有	4.5	1.2	60	○	○	50	○	○	
69	府道中山稻荷線	向日市物集女町	R5.1.23	R5.1.24	4	B	有	3.5	1.2	61	○	○	49	○	○	
70	府道中山向日線	長岡京市滝ノ町1丁目17	R4.10.19	R4.10.20	2	B	有	2.0	1.2	68	○	○	63	○	○	
71	一般国道171号	長岡京市神足麦生11	R4.11.28	R4.11.29	4	C	有	35.0	2	59	○	○	56	○	○	
72	一般国道171号	長岡京市城の里13	R4.11.28	R4.11.29	4	B	有	19.0	2	66	○	○	63	○	○	
73	府道大山崎大枝線	長岡京市天神4丁目3-30	R4.10.11	R4.10.12	2	A	有	0.0	3	62	○	○	54	○	○	
74	府道大山崎大枝線	長岡京市花山1丁目63	R4.10.26	R4.10.27	2	A	有	0.0	3	72	×	○	64	○	○	
75	府道伏見柳谷高槻線	長岡京市馬場見走り17-5	R4.11.15	R4.11.16	2	C	有	0.0	2	64	○	○	57	○	○	
76	府道奥海印寺納所線	長岡京市久貝3丁目4-5	R4.11.21	R4.11.22	2	B	有	0.0	3	68	○	○	59	○	○	
77	府道西京高槻線	長岡京市神足3丁目4-10	R4.11.15	R4.11.16	2	B	有	1.0	3	69	○	○	62	○	○	
78	府道中山向日線	長岡京市滝ノ町2丁目5-9	R4.10.26	R4.10.27	2	B	有	0.0	3	67	○	○	61	○	○	
79	府道西京高槻線	長岡京市野添1丁目17-29	R4.10.19	R4.10.20	4	B	有	0.2	3	66	○	○	59	○	○	
80	市道0102線	長岡京市八条が丘2丁目5	R4.11.24	R4.11.25	4	A	有	3.0	3	70	○	○	62	○	○	
81	府道奥海印寺納所線	長岡京市高台1丁目1-2	R4.10.11	R4.10.12	2	A	有	3.0	3	62	○	○	52	○	○	
82	府道奥海印寺納所線	長岡京市調子2丁目6-6	R4.11.21	R4.11.22	2	B	有	0.0	3	67	○	○	59	○	○	
83	市道2184号線	長岡京市下海印寺下内田	R4.10.3	R4.10.4	2	B	無	31.0	3	67	×	○	58	○	○	
84	市道2184号線	長岡京市下海印寺方丸	R4.10.3	R4.10.4	2	B	無	0.3	3	62	○	○	55	○	○	
85	京都縦貫自動車道	長岡京市奥海印寺荒堀	R4.10.12	R4.10.13	4	X	有	22.0	1	53	○	○	46	○	○	
86	一般国道京都縦貫道	八幡市美濃山宮ノ背	R4.11.10	R4.11.11	2	A	有	6.1	1.2	65	○	○	61	○	○	
87	府道宇治淀線	八幡市川口高原	R4.11.10	R4.11.11	2	X	有	1.8	1.2	66	○	○	63	○	○	
88	市道橋本南山線	八幡市男山泉	R4.11.7	R4.11.8	2	A	無	4.0	1	64	×	○	58	×	○	
89	市道西山下奈良線	八幡市男山笹谷	R4.10.13	R4.10.14	2	B	無	4.0	1	56	○	○	51	○	○	
90	市道山手幹線	八幡市欽明台西	R4.10.27	R4.10.28	2	A	無	3.0	1	65	×	○	61	×	○	
91	市道八幡城陽線	八幡市八幡女郎花	R4.10.5	R4.10.6	2	B	無	4.0	1	65	○	○	62	×	○	
92	府道八幡木津線	京田辺市宮津灰崎	R5.2.14	R5.2.15	2	B	有	1.4	1.2	69	○	○	64	○	○	
93	一般国道312号	京丹後市大宮町 三坂	R4.11.1	R4.11.2	2	X	有	3.9	1.2	63	○	○	57	○	○	
94	一般国道9号	南丹市八木町八木河原	R4.11.30	R4.12.1	2	B	有	5.7	1.2	69	○	○	66	×	○	
95	市道平城3号線	木津川市兜台1丁目2	R4.11.24	R4.11.25	4	A	有	3.9	1.2	64	○	○	55	○	○	
96	市道東中央線	木津川市州見台8丁目5	R4.11.24	R4.11.25	4	B	有	7.0	1.2	66	○	○	58	○	○	
97	府道木津横田線	木津川市梅美台2丁目10	R4.11.24	R4.11.25	4	A	有	7.8	1.2	62	○	○	53	○	○	
98	一般国道163号	木津川市城山台8丁目3	R4.11.24	R4.11.25	4	A	有	9.0	1.2	66	○	○	58	○	○	

一 連 番 号	道 路 名	測 定 地 点	測定年月日		車 環 境 基 準 線 数	近 接 空 間 特 例	測定位置 (m)		等価騒音レベル (d B)						備 考	
			開 始	終 了			車 道 端 か ら の 距 離	地 上 か ら の 高 さ	昼 間 *1	対 環 境 基 準 値 *2	対 要 請 限 度 *3	夜 間 *1	対 環 境 基 準 値 *2	対 要 請 限 度 *3		
99	府道大山崎大枝線	大山崎町立老人福祉センター長寿園	R4. 11. 24	R4. 11. 25	2	B	有	8. 4	1. 2	63	○	○	56	○	○	※
100	府道大山崎大枝線	大山崎町字円明寺小字夏目3	R4. 12. 1	R4. 12. 2	2	B	有	10. 0	4	61	○	○	56	○	○	
101	名神高速道路	// 字円明寺小字西山田17-27	R4. 12. 14	R4. 12. 15	8	A	有	5. 0	1. 2	54	○	○	52	○	○	
102	名神高速道路	// 字円明寺小字茶屋前29	R4. 12. 22	R4. 12. 23	8	B	有	19. 0	1. 2	61	○	○	58	○	○	
103	名神高速道路	// 字円明寺小字夏目9-5	R5. 1. 12	R5. 1. 13	8	B	有	10. 0	1. 2	58	○	○	55	○	○	
104	名神高速道路	// 字円明寺小字松田58-22	R5. 1. 19	R5. 1. 20	8	A	有	72. 0	1. 2	55	○	○	51	○	○	
105	府道宇治淀線	トヨタ部品京都共販株式会社	R5. 1. 18	R5. 1. 19	2	X	有	3. 4	1. 2	69	○	○	67	×	○	※
106	一般国道1号	久御山町下津屋北野	R4. 11. 14	R4. 11. 15	4	C	有	6. 5	1. 2	70	○	○	68	×	○	※
107	府道八幡宇治線	久御山町市田北浦65番地付近	R4. 12. 1	R4. 12. 2	2	C	有	0. 5	1. 2	70	○	○	68	×	○	
108	一般国道24号	久御山町栄3丁目栄南公園東付近	R4. 12. 1	R4. 12. 2	4	C	有	7. 3	1. 2	69	○	○	65	○	○	
109	府道宇治淀線	久御山町佐山双置64番地付近	R4. 12. 1	R4. 12. 2	2	B	有	1. 3	1. 2	67	○	○	64	○	○	
110	一般国道478号	久御山町相島付近	R4. 12. 1	R4. 12. 2	2	X	有	9. 7	1. 2	60	○	○	56	○	○	
111	一般国道24号	井手町井手渋川	R4. 11. 14	R4. 11. 15	2	C	有	4. 0	1. 2	70	○	○	68	×	○	※
112	一般国道307号	京田辺市消防署宇治田原分署	R5. 1. 18	R5. 1. 19	2	B	有	6. 3	1. 2	67	○	○	64	○	○	※
113	府道木津信楽線	和束町柚田口柚田	R4. 11. 14	R4. 11. 15	2	X	有	2. 5	1. 2	65	○	○	57	○	○	※
114	府道八幡木津線	畑ノ前公園	R4. 10. 24	R4. 10. 25	4	A	有	5. 3	1. 2	65	○	○	57	○	○	※
115	府道八幡木津線	下狛郵便局	R4. 10. 24	R4. 10. 25	2	B	有	1. 5	1. 2	65	○	○	60	○	○	※
116	府道八幡木津線	精華町菱田ハサマ	R4. 11. 14	R4. 11. 15	2	X	有	2. 3	1. 2	67	○	○	61	○	○	※
117	一般国道9号	丹波笠次病院	R4. 11. 10	R4. 11. 11	4	X	有	7. 7	1. 6	66	○	○	62	○	○	※
118	一般国道9号	京都府立須知高等学校	R4. 11. 7	R4. 11. 8	2	X	有	11. 2	2. 5	63	○	○	61	○	○	※
119	一般国道27号	京丹波町下山上野	R4. 11. 14	R4. 11. 15	2	X	有	3. 1	1. 2	66	○	○	60	○	○	※
120	一般国道173号	京丹波町大朴	R4. 11. 14	R4. 11. 15	2	X	有	2. 4	1. 2	69	○	○	65	○	○	※
121	一般国道176号	ケーズデンキ与謝野店	R4. 6. 20	R4. 6. 21	2	X	有	4. 0	1. 2	67	○	○	61	○	○	※
122	府道弓ノ木岩滝線	大内公園	R4. 5. 19	R4. 5. 20	2	X	有	6. 2	1. 2	61	○	○	51	○	○	※

(注) 備考欄※は、府が測定。それ以外は、各市が測定。  
\*1 昼間：午前6時～午後10時、夜間：午後10時～翌日の午前6時  
\*2 環境基準の適用がない地点については、B類型として評価。  
\*3 要請限度の適用がない地点については、b区域として評価。

## 資料41 道路交通振動測定結果（令和4年度）

番号	市町名	道路名	測定場所	車線数	区域区分 *2	振動レベル L10 (dB)			
						昼間 *1	対要請 限度	夜間 *1	対要請 限度
1	京都市	府道京都宇治線（京都外環状線）	京都市伏見区桃山町根来	2	1	42	○	44	○
2		府道宇多野嵐山山田線（嵯峨街道）	京都市西京区山田畑田町	2	1	36	○	30	○
3		府道宇多野嵐山山田線（長辻通）	京都市右京区嵯峨天龍寺立石町	2	1	25	○	25	○
4		府道大津淀線（大岩街道）	京都市伏見区深草東伊達町	2	1	51	○	42	○
5		府道大津宇治線（新奈良街道）	京都市伏見区醍醐合場町	2	1	31	○	26	○
6		府道二条停車場東山三条線（御池通）	京都市中京区円福寺町	6	2	34	○	28	○
7		市道北山通（北山通）	京都市左京区松ヶ崎雲路町	4	1	25	○	25	○
8		府道伏見柳谷高槻線（京都外環状線）	京都市伏見区羽束師志水町	4	1	40	○	36	○
9		市道京都環状線（西大路通）	京都市中京区西ノ京新建町	4	2	36	○	30	○
10		市道嵐山祇園線（四条通）	京都市右京区梅津西浦町	2	2	36	○	29	○
11		市道鹿ヶ谷嵐山線（丸太町通）	京都市左京区聖護院円頓美町	4	1	43	○	33	○
12		市道観月橋横大路線（京都外環状線）	京都市伏見区葭島金井戸町	4	2	43	○	43	○
13		府道岩倉山端線（白川通）	京都市左京区上高野車地町	4	1	32	○	27	○
14		府道二条停車場嵐山線（三条通）	京都市右京区西院上花田町	4	2	35	○	28	○
15		府道伏見港京都停車場線（竹田街道）	京都市伏見区表町	2	2	40	○	31	○
16		府道伏見港京都停車場線（竹田街道）	京都市伏見区片原町	2	2	38	○	30	○
17		府道伏見港京都停車場線（竹田街道）	京都市南区東九条東山王町	2	2	32	○	27	○
18		府道伏見港京都停車場線（塩小路通）	京都市下京区東塩小路町	4	2	36	○	30	○
19		市道西野山大宅線（新十条通）	京都市山科区柳辻西潰	4	1	40	○	34	○
20		市道久世北茶屋線（境谷本通）	京都市西京区大枝東長町	4	1	41	○	37	○
21		府道四ノ宮四ツ塚線（三条通）	京都市東山区東町	4	1	31	○	26	○
22		府道四ノ宮四ツ塚線（東大路通）	京都市東山区妙法院前側町	4	1	37	○	31	○
23		府道中山稻荷線	京都市南区久世上久世町	4	1	37	○	33	○
24		府道上久世石見上里線	京都市南区久世中久世町3丁目	2	2	36	○	30	○
25		市道鴨川東岸線（川端通）	京都市東山区弁財天町	4	2	31	○	28	○
26		市道鳥羽通（鳥羽通）	京都市東山区福稲川原町	5	2	35	○	28	○
27		市道外環状線（京都外環状線）	京都市伏見区石田大受町	2	1	40	○	42	○
28		市道師団街道（師団街道）	京都市伏見区深草稻荷鳥居前町	2	1	39	○	33	○
29		市道葛野大路通（葛野大路通）	京都市南区吉祥院嶋笠井町	4	1	33	○	27	○
30		市道生中山線（福西本通）	京都市西京区大枝北福西町4丁目	4	1	38	○	30	○
31		市道向日町停車場塚原線（新林本通）	京都市西京区大枝西新林町1丁目	2	1	37	○	29	○
32		市道千本線（千本通）	京都市上京区十四軒町	2	2	34	○	28	○
33	舞鶴市	一般国道175号	舞鶴市字寺内4-13	2	2	53	○	44	○
34		一般国道27号	舞鶴市字北田辺170-6	4	2	48	○	49	○
35		府道小倉西舞鶴線	舞鶴市字南田辺84	2	2	44	○	42	○
36		一般国道27号	舞鶴市字上安612	4	1	45	○	39	○
37		一般国道27号	舞鶴市字余部上292	4	2	54	○	38	○
38		一般国道27号	舞鶴市字北吸729	2	2	49	○	41	○
39		一般国道27号	舞鶴市字溝尻81-5	2	2	44	○	38	○
40		一般国道27号	舞鶴市字市場28	2	2	45	○	33	○

番号	市町名	道路名	測定場所	車線数	区域区分 *2	振動レベル L10 (dB)			
						昼間 *1	対要請 限度	夜間 *1	対要請 限度
41	宇治市	府道京都宇治線	宇治市木幡南端 5	2	1	33	○	30	○
42		府道京都宇治線	宇治市菟道大垣内 5 3 - 1 4	4	1	33	○	30	○
43		市道宇治白川線	宇治市宇治琵琶 3 3	2	1	40	○	31	○
44		府道八幡宇治線	宇治市伊勢田町井尻 5 8	2	2	41	○	37	○
45		府道城陽宇治線	宇治市伊勢田町大谷 1 9	2	1	31	○	31	○
46		府道宇治淀線	宇治市大久保町田原 1	2	2	39	○	39	○
47		市道西田熊小路線	宇治市木幡熊小路 1 9	2	2	34	○	29	○
48		府道城陽宇治線	宇治市槇島町一ノ坪 8	2	2	38	○	36	○
49		市道宇治橋若森線	宇治市宇治里尻 8 1	2	2	41	○	31	○
50		府道宇治小倉停車場線	宇治市宇治蔭山 6	2	2	31	○	28	○
51		府道大津南郷宇治線	宇治市宇治塔川	2	1	38	○	29	○
52		一般国道 2 4 号	宇治市伊勢田町西遊田 9 0	4	2	41	○	37	○
53		市道下居大久保線	宇治市琵琶台 1 丁目 8-4	2	1	35	○	28	○
54	城陽市	一般国道 2 4 号	城陽市久世荒内 3 0 9	4	2	49	○	47	○
55		一般国道 2 4 号	城陽市富野南清水 6 9	2	1	50	○	47	○
56		一般国道 3 0 7 号	城陽市市辺白坂 4	2	2	45	○	45	○
57		上狛城陽線	城陽市観音堂巽畑 1 7 - 4	1	1	31	○	26	○
58		山城総合運動公園城陽線	城陽市寺田大川原 4 5	2	1	56	○	43	○
59	八幡城陽線	城陽市平川大將軍 2	2	1	44	○	44	○	
60	八幡市	市道橋本南山線	八幡市男山泉	2	1	35	○	29	○
61		市道西山下奈良線	八幡市男山笹谷	2	1	33	○	26	○
62		市道山手幹線	八幡市欽明山西	2	1	41	○	36	○
63		市道八幡城陽線	八幡市八幡女郎花	2	1	29	○	25	○
64	京田辺市	市道新田辺駅前線	京田辺市田辺明田	2	1	43	○	37	○
65		市道山手幹線	京田辺市大住ヶ丘四丁目	2	1	43	○	40	○
66		市道興戸三山木線	京田辺市興戸犬伏	2	1	43	○	40	○
67	木津川市	一般国道 2 4 号線 (京奈和自動車道)	木津川市木津川台 2 丁目	2	1	43	○	33	○
68	久御山町	府道八幡宇治線	久御山町市田北浦 65 番地付近	2	2	47	○	43	○
69		一般国道 24 号線	久御山町栄 3 丁目 栄南公園東付近	4	2	46	○	42	○
70		府道宇治淀線	久御山町佐山双置 64 番地付近	2	1	46	○	42	○
71		一般国道 478 号	久御山町相島付近	2	-	36	-	36	-

(注) 各市町において測定を実施。

\*1 昼間： 午前8時～午後7時、夜間：午後7時～翌日の午前8時

\*2 区域区分： 1は第1種区域

(第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域)

2は第2種区域

(近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域 (久御山町の区域のものに限る。))

-は第1種区域又は第2種区域に該当しない区域



## 資料42 自動車騒音面的評価結果（令和4年度）

No.	市町名	路線名	評価区間の始点	評価区間の終点	面的評価の結果 *4				
					評価 住居数 (戸)*2	環境基準達成 住居数(戸)		環境基準 達成率*3 (%)	
						昼間*1	夜間*1	昼間*1	夜間*1
1	京都市	府道京都宇治線	京都市伏見区豊後橋町	京都市伏見区桃山町 西尾	1,261	1,249	917	99	73
2			京都市伏見区桃山町 西尾	京都市伏見区桃山町 西尾	22	22	20	100	91
3		府道宇多野嵐山山田線	京都市右京区嵯峨天龍寺 造路町	京都市右京区梅津 大縄場町	515	420	425	82	83
4			京都市右京区梅津 大縄場町	京都市西京区嵐山 宮ノ前町	5	5	5	100	100
5			京都市西京区嵐山宮ノ前町	京都市西京区松尾木ノ曾町	628	588	588	94	94
6			京都市西京区松尾 木ノ曾町	京都市西京区山田 中吉見町	645	634	634	98	98
7			京都市右京区嵯峨釈迦堂門前裏柳町	京都市右京区嵯峨天龍寺造路町	112	112	112	100	100
8		府道大津淀線	京都市山科区勸修寺東出町	京都市伏見区深草直達橋 北1丁目	1,067	1,058	1,062	99	100
9		府道大津宇治線	京都市山科区小野 御所ノ内町	京都市伏見区醍醐 新町裏町	346	345	345	100	100
10			京都市伏見区醍醐 新町裏町	京都市伏見区石田 大山町	1,016	1,015	1,015	100	100
11			京都市伏見区石田 大山町	京都市伏見区石田 大山町	208	208	208	100	100
12		府道二条停車場東山三条線	京都市中京区西三坊堀川町	京都市中京区虎屋町	2,010	2,010	2,010	100	100
13			京都市中京区虎屋町	京都市中京区下丸屋町	1,294	1,294	1,294	100	100
14		府道下鴨静原大原線	京都市北区上賀茂 岩ヶ垣内町	京都市左京区下鴨 北野々神町	321	321	321	100	100
15		府道西京高槻線	京都市西京区山田 中吉見町	京都市西京区榎原 宇治井町	513	511	510	100	99
16			京都市西京区榎原 宇治井町	京都市西京区榎原 里ノ垣外町	374	374	374	100	100
17		府道伏見柳谷高槻線	京都市伏見区横大路 貴船	京都市伏見区羽束師 志水町	458	435	363	95	79
18		市道京都環状線	京都市北区北野 下白梅町	京都市中京区西ノ京新建町	2,252	2,245	2,252	100	100
19			京都市中京区西ノ京新建町	京都市右京区西院 南高田町	2,080	2,076	2,078	100	100
20		市道鹿ヶ谷嵐山線	京都市左京区岡崎 東天王町	京都市上京区伊勢屋町	1,834	1,829	1,827	100	100
21		市道観月橋横大路線	京都市伏見区豊後橋町	京都市伏見区横大路 芝生	376	375	273	100	73
22			京都市伏見区横大路 芝生	京都市伏見区横大路 貴船	215	210	187	98	87
23		府道岩倉山端線	京都市左京区上高野 大湯手町	京都市左京区上高野 山ノ橋町	126	126	126	100	100
24		府道二条停車場嵐山線	京都市中京区壬生朱雀町	京都市中京区西ノ京新建町	1,017	1,014	1,014	100	100
25			京都市中京区西ノ京新建町	京都市右京区山ノ内 養老町	609	607	609	100	100
26			京都市右京区山ノ内 養老町	京都市右京区太秦安井 松本町	744	664	701	89	94
27			京都市右京区太秦安井 松本町	京都市右京区嵯峨 伊勢ノ上町	2,787	2,333	2,390	84	86
28			府道伏見港京都停車場線	京都市伏見区葭島 金井戸町	京都市伏見区西大手町	914	914	914	100
29		京都市伏見区西大手町		京都市伏見区肥後町	252	252	252	100	100
30		京都市伏見区深草 善導寺町		京都市伏見区深草 加賀屋敷町	408	408	408	100	100
31		京都市南区東九条柳下町		京都市下京区東塩小路 高倉町	700	698	698	100	100
32		京都市下京区東塩小路 高倉町		京都市下京区東塩小路 向畑町	135	135	135	100	100
33		京都市下京区東塩小路 向畑町		京都市下京区東塩小路町	62	62	62	100	100
34		府道勸修寺今熊野線		京都市山科区西野山 中臣町	京都市山科区西野山 射庭ノ上町	337	333	273	99
35		府道灰方中山線	京都市西京区大原野 灰方町	京都市西京区大原野西境谷町 1丁目	119	119	119	100	100
36			京都市西京区大原野西境谷町 1丁目	京都市西京区大原野西境谷町 1丁目	142	142	142	100	100
37			京都市西京区大原野西境谷町 1丁目	京都市西京区大枝北福西町 1丁目	749	749	749	100	100
38			京都市西京区大枝北福西町 1丁目	京都市西京区大枝 中山町	248	247	217	100	88
39		府道四ノ宮四ツ塚線	京都市東山区西小物座町	京都市東山区西海子町	1,046	1,042	1,042	100	100
40			京都市東山区祇園町 北側	京都市東山区五条橋東 6丁目	1,108	1,106	1,104	100	100
41			京都市東山区五条橋東 6丁目	京都市東山区妙法院前側町	364	360	351	99	96
42			京都市東山区妙法院前側町	京都市東山区福福 御所ノ内町	779	779	779	100	100
43		府道中山稲荷線	京都市西京区川島 六ノ坪町	京都市南区久世上久世町	423	423	423	100	100
44		府道上久世石見上里線	京都市南区久世中久世町	京都市南区久世 中久世1丁目	417	417	417	100	100
45		市道北山通	京都市北区紫野 西蓮台野町	京都市北区上賀茂 岩ヶ垣内町	2,049	2,047	2,047	100	100
46			京都市左京区下鴨 北野々神町	京都市左京区山端 沓町田町	1,454	1,451	1,453	100	100
47		市道鴨川東岸線	京都市左京区田中 下柳町	京都市左京区孫橋町	624	624	614	100	98
48			京都市東山区大橋町	京都市東山区宮川筋 8丁目	637	629	606	99	95
49			京都市東山区朱雀町	京都市東山区下堀詰町	246	246	245	100	100
50		市道鳥羽通	京都市東山区福福 下高松町	京都市東山区福福 下高松町	28	28	28	100	100
51			京都市東山区福福 下高松町	京都市南区東九条柳下町	33	33	33	100	100
52		市道西野山大宅線	京都市山科区西野山 中臣町	京都市山科区柳辻 東濱	557	555	544	100	98
53		市道葛野大路通	京都市南区吉祥院石原京道町	京都市南区上鳥羽塔ノ森上河原	209	204	209	98	100
54		市道栗生中山線	京都市西京区大原野東竹の里町 3丁目	京都市西京区大枝北福西町 1丁目	671	641	641	96	96
55		市道久世北茶屋線	京都市西京区大枝北福西町 2丁目	京都市西京区大枝北福西町 1丁目	228	224	224	98	98
56		市道向日町停車場塚原線	京都市西京区大枝南福西町 2丁目	京都市西京区大原野西竹の里町 2丁目	437	356	360	81	82
57	福知山市	一般国道9号	福知山市三和町 芦洲	福知山市三和町 芦洲	112	112	112	100	100
58			福知山市三和町 芦洲	福知山市三和町 芦洲	4	4	4	100	100
59			福知山市三和町 芦洲	福知山市字岩崎	6	6	6	100	100
60			福知山市字岩崎	福知山市字多保市	51	51	51	100	100
61			福知山市字多保市	福知山市長田野町	4	0	0	0	0
62		府道福知山停車場篠尾線	福知山市末広町1	福知山市篠尾新町4	236	235	235	100	100
63	舞鶴市	一般国道27号	舞鶴市字吉坂	舞鶴市字小倉	200	186	139	93	70
64			舞鶴市字小倉	舞鶴市田中町	53	47	47	89	89
65			舞鶴市字余部上	舞鶴市字魚屋	323	197	172	61	53
66			舞鶴市字魚屋	舞鶴市字円満寺	172	171	171	99	99
67		一般国道175号	舞鶴市字上福井	舞鶴市字下福井	95	91	91	96	96
68			舞鶴市字下福井	舞鶴市字魚屋	357	246	246	69	67
69		一般国道177号	舞鶴市字北田辺	舞鶴市字魚屋	153	152	152	99	99
70		府道小倉西舞鶴線	舞鶴市字小倉	舞鶴市字堂奥	18	12	13	67	72
71			舞鶴市字堂奥	舞鶴市字堂奥	4	1	4	25	100
72			舞鶴市字堂奥	舞鶴市字行永	275	273	273	99	99
73			舞鶴市字上安	舞鶴市字円満寺	445	336	335	76	75
74		主要地方道舞鶴和知線	舞鶴市字浜	舞鶴市字行永	440	440	440	100	100
75			舞鶴市字行永	舞鶴市八反田南町	227	223	223	98	98
76		府道由良金ヶ岬上福井線	舞鶴市字白杉	舞鶴市字吉田	80	80	80	100	100
77			舞鶴市字大君	舞鶴市字下福井	196	194	194	99	99

No.	市町名	路線名	評価区間の始点	評価区間の終点	面的評価の結果 *4				
					評価 住居数 (戸)*2	環境基準達成 住居数(戸)		環境基準 達成率*3 (%)	
						昼間*1	夜間*1	昼間*1	夜間*1
78	綾部市	一般国道27号	綾部市下八田町	綾部市味方町	73	73	72	100	99
79			綾部市味方町	綾部市味方町	93	93	93	100	100
80		府道福知山綾部線	綾部市高津町	綾部市大島町	317	317	317	100	100
81			綾部市大島町	綾部市駅前通	289	289	289	100	100
82			綾部市駅前通	綾部市若松町	135	135	135	100	100
83			綾部市若松町	綾部市味方町	92	92	92	100	100
84	宇治市	国道24号	宇治市榎島町本屋敷	宇治市榎島町目川	38	38	38	100	100
85			宇治市伊勢田町西遊田	宇治市伊勢田町浮面	13	13	13	100	100
86	宮津市	一般国道176号	宮津市字鶴賀	宮津市字新浜	57	57	57	100	100
87			宮津市字新浜	宮津市字漁師	45	45	45	100	100
88		府道綾部大江宮津線	宮津市字喜多	宮津市字宮村	51	51	51	100	100
89			宮津市字宮村	宮津市字滝馬	11	11	11	100	100
90			宮津市字滝馬	宮津市字新浜	312	312	312	100	100
91	亀岡市	一般国道9号	亀岡市古世町1丁目8	亀岡市安町	301	301	287	100	95
92			亀岡市古世町1丁目13	亀岡市古世町1丁目8	26	26	26	100	100
93			亀岡市安町	亀岡市余部町	85	85	85	100	100
94			亀岡市余部町	亀岡市大井町 並河2丁目11	111	111	111	100	100
95		一般国道372号	亀岡市安町	亀岡市安町	88	88	88	100	100
96			亀岡市安町	亀岡市余部町	13	13	13	100	100
97			亀岡市余部町	亀岡市曾我部町 重利	16	16	16	100	100
98		一般国道423号	亀岡市曾我部町 南条	亀岡市曾我部町 重利	66	66	66	100	100
99	城陽市	一般国道24号	城陽市平川	城陽市寺田	5	5	5	100	100
100			城陽市寺田	城陽市寺田	2	2	1	100	50
101			城陽市長池	城陽市奈島	152	151	141	99	93
102			城陽市奈島	城陽市奈島	4	4	4	100	100
103			城陽市寺田	城陽市長池	52	52	52	100	100
104		一般国道307号	城陽市市辺	城陽市市辺	124	123	122	99	98
105			城陽市市辺	城陽市奈島	114	113	113	99	99
106			城陽市市辺	城陽市市辺	18	17	16	94	89
107		府道城陽宇治線	城陽市寺田	城陽市久世	492	492	473	100	96
108			城陽市久世	城陽市平川	106	98	90	92	85
109			城陽市平川	城陽市平川	205	191	188	93	92
110		府道上狛城陽線	城陽市市辺	城陽市観音堂	269	269	269	100	100
111			城陽市観音堂	城陽市観音堂	51	51	51	100	100
112			城陽市観音堂	城陽市長池	187	186	186	99	99
113			城陽市長池	城陽市富野	50	50	50	100	100
114			城陽市市辺	城陽市市辺	1	0	0	0	0
115		府道富野荘八幡線	城陽市長池	城陽市富野	151	150	150	99	99
116		府道寺田水主線	城陽市寺田	城陽市枇杷庄	275	275	275	100	100
117		府道長池停車場線	城陽市長池	城陽市長池	32	32	32	100	100
118		府道山城青谷停車場線	城陽市市辺	城陽市市辺	157	157	157	100	100
119		府道山城総合運動公園	城陽市久世	城陽市寺田	72	52	67	72	93
120		府道八幡城陽線	城陽市上津屋	城陽市平川	43	43	43	100	100
121			城陽市平川	城陽市平川	385	383	383	99	99
122		府道内里城陽線	城陽市寺田	城陽市寺田	772	772	772	100	100
123		市道塚本深谷線	城陽市寺田	城陽市寺田	255	255	255	100	100
124	向日市	一般国道171号	向日市森本町	向日市鶏冠井町	2	2	2	100	100
125			向日市鶏冠井町	向日市上植野町	22	22	22	100	100
126			向日市上植野町	向日市上植野町	65	65	65	100	100
127		府道中山稻荷線	向日市物集女町	向日市物集女町	549	548	549	100	100
128			向日市物集女町	向日市寺戸町	176	176	176	100	100
129	長岡京市	府道中山向日線	長岡京市滝ノ町2丁目31	長岡京市滝ノ町1丁目1	357	357	357	100	100
130	八幡市	国道1号線	八幡市戸津中代	八幡市八幡南山	93	82	57	88	61
131		府道宇治淀線	八幡市川口高原	八幡市川口高原	3	3	3	100	100
132		府道八幡インター線	八幡市美濃山一ノ谷8	八幡市美濃山一ノ谷	146	146	146	100	100
133			八幡市美濃山一ノ谷	八幡市八幡南山	31	31	29	100	94
134		市道橋本南山線	八幡市男山長沢	八幡市男山長沢	160	107	114	67	71
135		市道西山下奈良線	八幡市八幡三ノ甲	八幡市八幡三ノ甲	66	66	66	100	100
136		市道山手幹線	八幡市欽明台西	八幡市欽明台西	55	40	40	73	73
137		市道八幡城陽線	八幡市男山泉	八幡市男山八望	295	295	259	100	88
138	京田辺市	一般国道307号	京田辺市草内 大東	京田辺市草内 大切	165	165	165	100	100
139			京田辺市草内 大切	京田辺市興戸宮ヶ辻	2	2	2	100	100
140			京田辺市興戸八木屋	京田辺市興戸犬伏	57	57	57	100	100
141		府道八幡木津線	京田辺市田辺 南田	京田辺市興戸 犬伏	60	53	55	88	92
142			京田辺市興戸 犬伏	京田辺市興戸 犬伏	4	4	4	100	100
143			京田辺市三山木 中央	京田辺市三山木 南垣内	178	178	178	100	100
144			京田辺市三山木 南垣内	京田辺市宮津大木	285	285	285	100	100
145		府道生駒井手線	京田辺市多々羅前田	京田辺市三山木 中央	572	572	572	100	100
146			京田辺市三山木 田中	京田辺市三山木 田中	121	121	121	100	100
147		一般国道312号	京丹後市大宮町 谷内	京丹後市峰山町 長岡	216	216	216	100	100
148	南丹市	一般国道9号	南丹市八木町八木河原	南丹市八木町八木東久保(八木駅)	86	85	77	99	90
149	木津川市	一般国道163号	木津川市城山台9丁目5	木津川市山城町 上狛	207	94	89	45	43
150		府道木津横田線	木津川市梅美台2丁目5	木津川市城山台12丁目1	74	70	69	95	93
151		市道平城3号線	木津川市兜台1丁目2	木津川市兜台1丁目2	448	448	448	100	100
152		市道東中央線	木津川市州見台8丁目3	木津川市州見台6丁目1	200	200	200	100	100
153			木津川市州見台6丁目1	木津川市州見台6丁目5	75	75	75	100	100
154	大山崎町	府道大山崎大枝線	京都府乙訓郡大山崎町大山崎	京都府乙訓郡大山崎町円明寺	185	185	185	100	100
155	久御山町	一般国道1号	京都府久世郡久御山町田井	京都府久世郡久御山町下津屋	6	6	6	100	100
156		府道宇治淀線	京都府久世郡久御山町林八幡講	京都府久世郡久御山町田井新荒見	162	162	162	100	100
157	井手町	一般国道24号	京都府綴喜郡井手町井手	京都府綴喜郡井手町井手	38	38	38	100	100

No.	市町名	路線名	評価区間の始点	評価区間の終点	面的評価の結果 *4					
					評価 住居数 (戸) *2	環境基準達成 住居数(戸)		環境基準 達成率*3 (%)		
						昼間*1	夜間*1	昼間*1	夜間*1	
158	宇治田原町	一般国道307号	京都府綴喜郡宇治田原町字岩山	京都府綴喜郡宇治田原町字郷ノ口	61	61	61	100	100	
159	和束町	府道木津信楽線	京都府相楽郡和束町石寺	京都府相楽郡和束町南下河原	39	39	39	100	100	
160	精華町	府道八幡木津線	京都府相楽郡精華町菱田	京都府相楽郡精華町菱田	10	10	10	100	100	
161			京都府相楽郡精華町菱田	京都府相楽郡精華町下狛	85	85	85	100	100	
162			京都府相楽郡精華町北稲八間	京都府相楽郡精華町植田	116	116	116	100	100	
163			京都府相楽郡精華町下狛	京都府相楽郡精華町下狛	86	86	86	100	100	
164			京丹波町	一般国道27号	京都府船井郡京丹波町升谷下子来	京都府船井郡京丹波町下山藤ヶ瀬	48	48	48	100
165	京丹波町	一般国道173号	京都府船井郡京丹波町小野	京都府船井郡京丹波町和田	57	57	57	100	100	
166			一般国道9号	京都府船井郡京丹波町須知本町	京都府船井郡京丹波町蒲生蒲生野	50	50	50	100	100
167			京都府船井郡京丹波町蒲生蒲生野	京都府船井郡京丹波町和田字安階	91	91	91	100	100	
168	与謝野町	一般国道176号	与謝野郡与謝野町石川	与謝野郡与謝野町明石	74	74	74	100	100	
169	与謝野町	府道弓ノ木岩滝線	京都府与謝郡与謝野町弓木	京都府与謝郡与謝野町弓木	149	149	149	100	100	
			合計	全体	53,895	52,338	51,598	97	96	

(注) 市内の評価区間については、各市が測定・評価を実施。

\* 1 昼間：午前6時～午後10時、夜間：午後10時～翌日の午前6時

\* 2 測定地点における交通量及び道路構造が近似している道路に面する地域（道路沿道両側50m）に立地する住居等の戸数

\* 3 環境基準達成住居戸数/評価住居戸数×100%（小数点以下四捨五入）

\* 4 環境基準の地域の類型が当てはめられていない場合は、B類型の基準を適用

資料43 新幹線鉄道騒音等実態調査結果（令和4年度）

地点番号	測定年月日	測定地点 (線路最寄地点名)	用途地域 地域類型	平均列車 速度 (km/h)	構造物の種類		軌道の 種類	防音壁		騒音レベル						振動レベル	
					種類	構造物 の高さ (m)		種類	構造物 からの 高さ(m)	12.5m		25m		50m		25m	
										値	環境 基準	値	環境 基準	値	環境 基準	値	指針 値
①	R4.10.26	京都市山科区大塚中溝 (上り側)	第2種中高層 住居専用 I	226	盛土	6.3	バラスト (マット無)	干渉型	2.5	70	○	67	○	62	○	49	○
②	R4.9.30	京都市山科区大塚丹田 (下り側)	第1種中高層 住居専用 I	234	盛土	6.9	バラスト (マット無)	干渉型	2.5	71	×	67	○	63	○	49	○
③	R4.9.29	京都市山科区北花山大林 町(下り側)	第2種住居 I	191	盛土	3.4	バラスト (マット有)	改良型	3.6	73	×	70	○	65	○	47	○
④	R4.11.11	京都市南区唐橋井園町 (下り側)	準工業 II	140	高架橋 (ラーメン)	5.4	バラスト (マット有)	直壁型	2.0	75	○	70	○	66	○	49	○
⑤	R4.11.2	京都市南区久世上久世町 (下り側)	第1種住居 I	227	高架橋 (ラーメン)	6.4	バラスト (マット有)	新型	2.5	70	○	67	○	65	○	56	○
⑥	R4.10.25	向日市森本町東ノ口 (上り側)	調整区域 I	235	高架橋 (ラーメン)	5.8	バラスト (マット有)	改良型	2.9	71	×	69	○	64	○	58	○
⑦	R4.10.25	向日市森本町佃 (下り側)	工業 II	235	高架橋 (ラーメン)	5.8	バラスト (マット有)	直壁型	2.0	75	○	73	○	68	○	61	○
⑧	R4.10.18	長岡京市神足橋本 (下り側)	工業 II	247	高架橋 (ラーメン)	9.3	バラスト (マット有)	新型	2.0	71	○	72	○	70	○	55	○
⑨	R4.11.8	大山崎町大山崎鏡田 (上り側)	第1種住居 I	262	高架橋 (ラーメン)	8.4	バラスト (マット有)	新型	2.9	71	×	70	○	65	○	64	○
⑩	R4.11.8	大山崎町大山崎茶屋前 (下り側)	第1種住居 I	258	高架橋 (桁式)	7.7	バラスト (マット有)	新型	2.5	68	○	72	×	64	○	55	○

※環境基準(騒音): 地域類型 I 70dB II 75dB 指針値(振動): 70dB

※地点番号⑩: 12.5m地点は、15m地点での測定結果

資料44 受付機関別、種類別公害苦情件数(令和4年度・新規受付分)

受付機関	公害の種類	典 型 7 公 害							左 記 以 外			合 計	前 年 度 合 計	増 減		
		大 気 汚 染	水 質 汚 濁	土 壌 汚 染	騒 音	( 低 周 波 ) 音	振 動	害 地 盤 沈 下	悪 臭	小 計	廃 棄 物 投 棄				そ の 他	小 計
乙 訓	向 日 市	7	0	0	2	0	0	0	5	14	1	0	1	15	14	1
	長 岡 京 市	10	6	0	9	0	0	0	12	37	1	0	1	38	38	0
	大 山 崎 町	3	0	0	8	0	2	0	1	14	6	0	6	20	13	7
	小 計	20	6	0	19	0	2	0	18	65	8	0	8	73	65	8
山 城 北	宇 治 市	9	5	0	24	0	1	0	19	58	4	0	4	62	67	-5
	城 陽 市	9	3	0	20	4	5	0	14	51	5	7	12	63	57	6
	久 御 山 町	9	9	0	5	0	0	0	7	30	0	132	132	162	90	72
	八 幡 市	21	8	0	25	0	9	0	4	67	14	0	14	81	165	-84
	京 田 辺 市	19	1	0	23	0	3	0	9	55	76	63	139	194	156	38
	井 手 町	0	0	0	1	0	0	0	1	2	0	0	0	2	2	0
	宇 治 田 原 町	0	0	0	2	0	0	0	0	2	1	0	1	3	19	-16
	小 計	67	26	0	100	4	18	0	54	265	100	202	302	567	556	11
山 城 南	木 津 川 市	1	1	0	4	0	0	0	3	9	2	0	2	11	11	0
	笠 置 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	和 束 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	精 華 町	5	2	0	8	0	0	0	0	15	10	1	11	26	15	11
	南 山 城 村	0	0	0	0	0	0	0	1	1	7	0	7	8	0	8
	小 計	6	3	0	12	0	0	0	4	25	19	1	20	45	26	19
南 丹	亀 岡 市	0	0	0	10	0	0	0	1	11	63	38	101	112	113	-1
	南 丹 市	0	0	0	0	0	0	0	4	4	0	0	0	4	12	-8
	京 丹 波 町	1	0	1	2	0	0	0	4	8	42	54	96	104	94	10
	小 計	1	0	1	12	0	0	0	9	23	105	92	197	220	219	1
中 丹 西	福 知 山 市	21	9	0	11	1	0	0	9	50	0	2	2	52	62	-10
中 丹 東	綾 部 市	9	5	0	2	0	0	0	3	19	1	0	1	20	34	-14
	舞 鶴 市	8	0	0	4	0	1	0	4	17	3	1	4	21	24	-3
	小 計	17	5	0	6	0	1	0	7	36	4	1	5	41	58	-17
丹 後	宮 津 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	-2
	京 丹 後 市	0	10	0	2	0	0	0	7	19	4	4	8	27	17	10
	与 謝 野 町	0	1	0	0	0	0	0	2	3	0	0	0	3	0	3
	伊 根 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	-1
	小 計	0	11	0	2	0	0	0	9	22	4	4	8	30	20	10
京 都 市	50	31	0	185	6	10	0	46	322	0	0	0	322	360	-38	
合 計	182	91	1	347	11	31	0	156	808	240	302	542	1,350	1,366	-16	
前年度合計	193	127	2	343	6	24	0	160	849	259	258	517	1,366			
増 減	-11	-36	-1	4	5	7	0	-4	-41	-19	44	25	-16			

資料45 公害の種類、公害発生源別苦情件数（令和4年度・新規受付分）

公害の種類 公害発生源の種類	典型7公害											左記以外			合計	前年	増減
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	うち低周波	振動	地盤沈下	悪臭	小計	廃棄物投棄	その他	小計					
合計	182	91	1	347	11	31	0	156	808	240	302	542	1,350	1,366	-16		
会社・事業所	小計	81	29	1	294	5	23	0	76	504	13	33	46	550	579	-29	
	農業・林業	5	1	0	3	0	0	0	5	14	1	0	1	15	26	-11	
	漁業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	-1	
	鉱業・採石業・砂利採取業	0	1	0	1	0	2	0	0	4	0	0	0	4	2	2	
	建設業	54	7	0	139	0	9	0	4	213	5	9	14	227	223	4	
	製造業	10	8	1	32	1	1	0	25	77	0	1	1	78	91	-13	
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	2	0	0	0	0	2	0	1	1	3	10	-7	
	情報通信業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	運輸業・郵便業	0	1	0	12	0	2	0	2	17	0	2	2	19	16	3	
	卸売業・小売業	1	2	0	17	0	2	0	4	26	0	0	0	26	26	0	
	金融業・保険業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	不動産業・物品賃貸業	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	12	12	13	10	3	
	学術研究・専門・技術サービス業	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	
	宿泊業・飲食サービス業	1	2	0	42	2	1	0	27	73	0	0	0	73	55	18	
	生活関連サービス業・娯楽業	1	0	0	18	0	0	0	6	25	1	0	1	26	22	4	
教育・学習支援業	0	1	0	2	1	0	0	0	3	0	0	0	3	3	0		
医療・福祉	0	0	0	3	1	0	0	1	4	0	0	0	4	14	-10		
複合サービス事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	-2		
サービス業	7	3	0	16	0	5	0	1	32	4	1	5	37	51	-14		
公務	0	3	0	3	0	1	0	0	7	2	7	9	16	12	4		
分類不能の産業	2	0	0	3	0	0	0	0	5	0	0	0	5	14	-9		
個人	85	9	0	26	3	2	0	38	160	57	111	168	328	272	56		
その他	2	8	0	5	0	5	0	5	25	7	147	154	179	134	45		
不明	14	45	0	22	3	1	0	37	119	163	11	174	293	381	-88		

資料46 発生原因、種類別公害苦情件数(令和4年度・新規受付分)

公害の種類 公害発生原因	典 型 7 公 害							左 記 以 外			合 計	前 年 度	増 減		
	大 気 汚 染	水 質 汚 濁	土 壌 汚 染	騒 音	う ち 低 周 波	振 動	地 盤 沈 下	悪 臭	小 計	廃 棄 物 投 棄				そ の 他	小 計
合 計	182	91	1	347	11	31	0	156	808	240	302	542	1,350	1,366	-16
焼 却 ( 施 設 )	10	0	0	0	0	0	0	11	21	0	1	1	22	27	-5
産 業 用 機 械 作 動	9	0	0	75	4	10	0	10	104	0	0	0	104	104	0
産 業 排 水	0	6	0	0	0	0	0	5	11	0	0	0	11	34	-23
流 出 ・ 漏 洩	1	29	1	0	0	0	0	5	36	0	0	0	36	48	-12
工 事 ・ 建 設 作 業	40	2	0	130	0	8	0	3	183	2	13	15	198	198	0
飲 食 店 営 業	1	0	0	19	3	0	0	29	49	0	0	0	49	41	8
カ ラ オ ケ	0	0	0	21	0	0	0	0	21	0	0	0	21	9	12
移 動 発 生 源 ( 自 動 車 運 行 )	0	1	0	12	0	8	0	0	21	0	0	0	21	11	10
移 動 発 生 源 ( 鉄 道 運 行 )	0	0	0	1	0	2	0	0	3	0	0	0	3	2	1
移 動 発 生 源 ( 航 空 機 運 航 )	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃 棄 物	0	2	0	0	0	0	0	0	2	219	0	219	221	255	-34
家 庭 生 活 ( 機 器 )	0	0	0	10	1	2	0	3	15	2	1	3	18	10	8
家 庭 生 活 ( ペ ッ ト )	0	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	1	2	7	-5
家 庭 生 活 ( そ の 他 )	1	0	0	4	0	0	0	18	23	13	2	15	38	36	2
焼 却 ( 野 焼 き )	112	0	0	0	0	0	0	15	127	1	8	9	136	155	-19
自 然 系	0	5	0	0	0	0	0	2	7	0	254	254	261	213	48
そ の 他	2	6	0	55	0	1	0	21	85	2	20	22	107	107	0
不 明	6	40	0	19	3	0	0	34	99	0	3	3	102	109	-7

資料47 京都府公害審査会の処理事件の概要（令和5年12月末現在）

事 件 名	事 件 の 概 要	事件の処理状況
昭和48年(調)第1号事件 (昭和48年3月5日受付)	京都市外環状線道路における自動車騒音・振動により居住環境が破壊されたとして、過去及び将来の被害の損害と抜本的対策を求めたもの。	調停打切り (昭和49年2月14日)
昭和48年(仲)第1号事件 (昭和48年7月16日受付)	自動車会社から排出されるばい煙によりぜん息にかかったとして、慰謝料等の支払いを求めたもの。	仲裁判断 (昭和48年12月13日)
昭和49年(調)第1号事件 (昭和49年3月27日受付)	自動車会社の産業廃棄物の不法投棄により比叡山系の自然環境が破壊され、同時に水質を汚染した恐れがあるとして、自然環境の原状回復と賠償を求めたもの。 (昭和49年(調)第2号事件は、第1号事件と同一事件のため、昭和49年6月5日併合)	調停成立 (昭和50年3月27日)
昭和49年(調)第2号事件 (昭和49年6月5日受付)		
昭和49年(調)第3号事件 (昭和49年5月21日受付)	鉛の精錬・再生作業により発生する亜硫酸ガス、鉛等により周辺山林に被害を受けたとして、事業活動の停止と損害賠償を求めたもの。	調停打切り (昭和50年11月18日)
昭和49年(調)第4号事件 (昭和49年8月20日受付)	隣家の自動織機から発生する振動・騒音のために家族の健康的な生活が侵害されたとして、病人の療養生活ができる程度まで相当の対策を講じることを求めたもの。	調停成立 (昭和50年1月18日)
昭和53年(調)第1号事件 (昭和53年1月11日受付)	隣家の鉄工所から発生する騒音・振動のために家族の健康的な生活が侵害されたとして、騒音・振動発生施設の使用禁止を求めたもの。	調停打切り (昭和54年4月11日)
昭和55年(調)第1号事件 (昭和55年4月24日受付)	隣家の織機から発生する振動により静かな生活環境が損なわれ、精神的・肉体的被害を受けたとして、相当の防止対策を求めたもの。	調停成立 (昭和55年10月24日)
昭和59年(調)第1号事件 (昭和59年8月28日受付)	モーテル類似施設の営業により地下水の枯渇及び排水による被害の発生が予想されるとして、施設の営業差止めを求めたもの。	調停打切り (昭和61年3月12日)
昭和60年(調)第1号事件 (昭和60年11月11日受付)	紙工工場の裁断機の稼働により発生する騒音・振動により日常生活に支障が出ているとして、防音・防振対策を求めたもの。	調停成立 (昭和61年4月24日)
昭和62年(調)第1号事件 (昭和62年7月21日受付)	マンション建設工事に伴う騒音・振動により被害を受けたとして、その補償と防音対策を求めたもの。	調停成立 (昭和62年11月25日)
昭和62年(調)第2号事件 (昭和62年8月10日受付)	青空駐車場における深夜の車両の出入りに伴う騒音により被害を受けているとして、慰謝料の支払いと深夜の車両の出入り差止め等を求めたもの。	調停成立 (昭和62年12月24日)
平成元年(調)第1号事件 (平成元年4月4日受付)	砂利置場からの騒音・振動・粉じんにより被害を受けているマンション住民が、騒音防止施設の設置や操業時間の短縮等を求めたもの。	調停成立 (平成4年5月27日)
平成2年(調)第1号事件 (平成2年8月10日受付)	平成元年(調)第1号事件への参加申立て	
平成3年(調)第1号事件 (平成3年2月28日受付)	隣家のビル建設に伴う排気口等からの大気汚染、悪臭等による財産被害及び健康被害の賠償を求めたもの。	調停打切り (平成3年7月23日)
平成4年(調)第1号事件 (平成4年12月14日受付)	バラ園における農薬散布(大気汚染)により健康被害を受ける恐れがあるとする隣接住民が、農薬を散布しないことを求めたもの。	調停打切り (平成6年7月28日)
平成5年(調)第1号事件 (平成5年4月16日受付)	隣接する居酒屋のカラオケ騒音により申請人の家族に生活被害があるとして、防音工事とカラオケの音量制限を求めたもの。	調停成立 (平成6年2月28日)
平成5年(調)第2号事件 (平成5年5月17日受付)	平成4年(調)第1号事件への参加申立て	調停打切り (平成6年7月28日)
平成5年(調)第3号事件 (平成5年10月8日受付)		
平成6年(調)第1号事件 (平成6年1月21日受付)		
平成7年(調)第1号事件 (平成7年5月23日受付)	鉄道の新駅設置工事に伴う騒音・振動等による被害を受けている或いは被害を受ける恐れがあるとして、損害の賠償及び休日等に工事を行わないことを求めたもの。	調停申請取下げ (平成7年8月31日)
平成8年(調)第1号事件 (平成8年5月30日受付)	変電所設置工事に伴う騒音・振動等による被害の補償並びに変電所稼働後の騒音・振動等の防止措置及び賠償を求めたもの。	調停打切り (平成9年7月16日)
平成8年(調)第2号事件 (平成8年10月28日受付)	マンション建設工事に伴う騒音・振動等による被害の補償を求め、併せて日照障害等により生活利益が侵害されたとして、対策措置を求めたもの。	調停成立 (平成9年6月23日)
平成9年(調)第1号事件 (平成9年7月18日受付)	清掃工場建設工事車両の通行に伴う騒音・振動等に係る調査・対策及び被害補償並びに対策の立案が完了するまでの間の通行の中止を求めたもの。 (平成9年(調)第2号事件は、第1号事件と同一事件のため、平成9年10月17日併合)	調停打切り (平成10年5月28日)
平成9年(調)第2号事件 (平成9年10月3日受付)		



平成10年(調)第1号事件 (平成10年9月2日受付)	マンション建設工事に伴う騒音・振動等による被害及び完成後マンションによる日照阻害等の被害の補償を求めたもの。	調停成立 (平成11年1月29日)
平成14年(調)第1号事件 (平成14年5月15日受理)	マンション建設工事に伴う騒音・振動・悪臭・粉じん等の被害及び完成後マンションによる日照阻害等の被害の補償を求めたもの。	調停成立 (平成14年12月4日)
平成14年(調)第2号事件 (平成14年6月25日受理)	新幹線鉄道の走行に伴う振動により被害を被っているとして、振動防止措置及び賠償等を求めたもの。	調停申請取下げ (平成16年7月27日)
平成16年(調)第1号事件 (平成16年3月22日受理)	建物屋上の空調設備の騒音が大きく、また、建物壁面の彩色が違和感を与えているとして、屋上設備を板塀等で隠し、壁面の彩色を変更することを求めたもの。 (平成17年(調)第1号事件は、平成16年(調)第1号事件と同一事件のため、平成17年7月25日併合)	一部調停打切り (平成18年4月11日)
平成17年(調)第1号事件 (平成17年4月1日受理)		一部調停取下げ (平成18年5月1日) 一部調停打切り (平成18年5月2日) 調停打切り (平成18年5月8日)
平成16年(調)第2号事件 (平成16年8月3日受理)	鉄道走行に伴う騒音・振動により被害を受けているとして、騒音・振動低減策を実行、継続することを求めたもの。	調停成立 (平成17年12月27日)
平成17年(調)第2号事件 (平成17年7月8日受理)	トンネル工事に伴う振動・地盤沈下・粉じんによる被害の補償を求めたもの。	調停打切り (平成18年4月15日)
平成17年(調)第3号事件 (平成17年12月1日受理)	燃焼装置から発生する粉じん・悪臭による被害を受けているとして、燃焼装置の使用停止及び賠償を求めたもの。	調停成立 (平成18年4月4日)
平成19年(調)第1号事件 (平成19年8月29日受理)	マンション建設工事に伴う土壌汚染からの安全性確保の検証のため、検査結果の開示及び原地盤の液状化の可能性について説明等を求めたもの。	調停成立 (平成19年12月14日)
平成19年(調)第2号事件 (平成19年11月9日受理)	菓子類製造工場からの騒音・悪臭の被害を受けているとして、建築基準法に基づく是正命令の実施及び損害賠償を求めたもの。	調停打切り (平成20年8月1日)
平成20年(調)第1号事件 (平成20年5月28日受理)	幼稚園児の公園使用に伴い騒音の被害を受けているとして、騒音の低減を求めたもの。	調停申請取下げ (平成21年4月1日)
平成20年(調)第2号事件 (平成20年10月6日受理)	スーパーマーケットの空調機からの騒音の被害を受けているとして、騒音の低減を求めたもの。	調停成立 (平成21年6月9日)
平成21年(調)第1号事件 (平成21年6月8日受理)	小学校及び中学校の放送音、クラブ活動等の騒音の被害を受けているとして、騒音の低減を求めたもの。	調停申請取下げ (平成21年12月9日)
平成21年(調)第2号事件 (平成21年8月28日受理)	高速道路建設後に発生する公害により健康被害及び財産被害のおそれがあるとして、建設位置の変更等を求めたもの。	調停打切り (平成22年6月8日)
平成21年(調)第3号事件 (平成21年9月8日受理)	道路建設後に発生する公害により健康被害及び財産被害のおそれがあるとして、対策措置を求めたもの。	調停打切り (平成22年4月28日)
平成22年(調)第1号事件 (平成22年2月15日受理)	平成21年(調)第2号事件への参加申し立て	調停打切り (平成22年6月8日)
平成22年(調)第2号事件 (平成22年10月1日受理)	包装フィルム製造工場からの悪臭の被害を受けているとして、悪臭対策及び対策終了までの間の操業停止を求めたもの。	調停打切り (平成23年10月14日)
平成23年(調)第1号事件 (平成23年7月6日受理)	野球場から発生する応援等の騒音被害を受けているとして、騒音の規制及び楽器等を使用するイベントを開催しないことを求めたもの。	調停打切り (平成24年5月24日)
平成24年(調)第1号事件 (平成24年2月21日受理)	建設資材置場から騒音等被害を受けているとして、資材置場等としての利用の中止及びその後も騒音・粉じんを発生させる使用をしないことなどを求めたもの。	一部調停打切り (平成24年4月18日) 一部調停取下げ (平成24年4月25日)
平成24年(調)第2号事件 (平成24年3月26日受理)	建設資材置場から騒音等被害を受けているとして、資材置場等としての利用の中止及びその後も騒音・粉じんを発生させる使用をしないことなどを求めたもの。	調停申請却下 (平成24年4月18日)
平成24年(調)第3号事件 (平成24年5月22日受理)	汚染土壌を封じ込めた擁壁の工事工法を設計図書等により明らかにし、汚染土壌除去等の費用負担及び損害賠償を求めたもの。	調停打切り (平成25年10月2日)
平成25年(調)第1号事件 (平成25年3月19日受理)	申請人宅前の車道に設置された消火栓上を自動車が通過した際に振動・騒音が発生しているとして、消火栓の設置場所を移すこと等を求めたもの。	調停打切り (平成25年10月17日)
平成25年(調)第2号事件 (平成25年6月11日受理)	被申請人が運営する学校グラウンドから騒音被害を受けているとして、練習時間等の制限を求めたもの。	調停成立 (平成27年7月22日)

平成25年(調)第3号事件 (平成25年7月9日受理)	被申請人が運営する学校グラウンドから発生する騒音及び砂塵の被害を受けているとして、防音・防砂壁等の設置を求めたもの。	調停打切り (平成26年7月22日)
平成25年(調)第4号事件 (平成25年11月12日受理)	被申請人の消防団の訓練時に発生する騒音の被害を受けているとして、訓練場所の変更及び損害賠償を求めたもの。	調停申請取下げ (平成26年8月8日)
平成26年(調)第1号事件 (平成26年8月5日受理)	被申請人が計画する動物霊園建設工事によって、地盤沈下、振動、土砂災害などの被害を受けるおそれがあるとして、計画の白紙撤回などを求めたもの。	調停打切り (平成27年6月23日)
平成26年(調)第2号事件 (平成26年11月11日受理)	平成26年(調)第1号事件への参加申し立て	
平成26年(調)第3号事件 (平成26年12月26日受理)		
平成27年(調)第1号事件 (平成27年3月2日受理)		
平成27年(調)第2号事件 (平成27年7月27日受理)	被申請人が計画するコンビニエンスストア等の出店によって、騒音及び悪臭等の被害を受けるおそれがあるとして、事業計画の変更などを求めたもの。	調停申請取下げ (平成27年9月16日)
平成28年(調)第1号事件 (平成28年4月14日受理)	被申請人が計画する大型バス駐車場の設置によって、騒音及び振動等の被害を受けるおそれがあるとして、設置場所の変更を求めたもの。	調停打切り (平成28年10月3日)
平成28年(調)第2号事件 (平成28年5月9日受理)	木材加工工場から発生する騒音により被害を受けているとして、木材加工工場の稼働停止や損害賠償などを求めたもの。	調停打切り (平成28年8月29日)
平成29年(調)第1号事件 (平成29年4月20日受理)	マンションの機械式駐車場等からの騒音により被害を受けているとして、機械式駐車場の場所の変更等を求めたもの。	調停打切り (平成30年9月14日)
平成30年(調)第1号事件 (平成30年5月21日受理)	被申請人の事務所兼資材置場からの作業騒音により被害を受けているとして、資材置場の移動等を求めたもの。	調停成立 (平成31年2月18日)
平成30年(調)第2号事件 (平成30年8月22日受理)	被申請人の漬物製造工場から発生する騒音・悪臭により被害を受けているとして、騒音・悪臭の低減を求めたもの。	調停申請取下げ (令和元年9月2日)
平成31年(調)第1号事件 (平成31年3月4日受理)	被申請人からの騒音被害の申立を受けて停止している防霜ファンの一部の稼働再開を求めたもの。	調停打切り (令和元年8月20日)
令和元年(調)第2号事件 (令和元年7月9日受理)	被申請人の店舗からの悪臭により被害を受けているとして、店舗から排出される煙・臭いについて排出先を変更するか、強力な防臭、脱臭装置の設置を求めたもの。	調停成立 (令和2年3月24日)
令和元年(調)第3号事件 (令和元年7月12日受理)	高校グラウンドからの騒音の被害を受けているとして、練習場所の変更や騒音の低減等を求めたもの。	調停打切り (令和2年2月19日)
令和元年(調)第4号事件 (令和元年12月27日受理)	被申請人の大学から有機溶剤含有剤等の刺激臭・悪臭によって被害を受けているとして、その刺激臭・悪臭の周囲への漏えい防止を求めたもの。	調停申請取下げ (令和3年1月15日)
令和2年(調)第1号事件 (令和2年7月30日受理)	被申請人のバイオマス発電所からの悪臭・騒音によって被害を受けているとして、対策や損害賠償等を求めたもの。	調停成立 (令和5年2月3日)
令和3年(調)第1号事件 (令和3年11月11日受理)	宗教法人施設において行われている演奏等の活動から生じる騒音により被害を受けているとして、防音設備の設置等を求めたもの。	調停打切り (令和5年9月12日)
令和5年(調)第1号事件 (令和5年4月20日受理)	被申請人宅における焼却行為により煙及び悪臭の被害を受けているとして、焼却禁止や損害賠償を求めたもの。	調停成立 (令和5年12月6日)
令和5年(調)第2号事件 (令和5年7月10日受理)	被申請人が運営する福祉施設のエアコン等から発生する騒音及び振動によって被害を受けているとして、対策や損害賠償等を求めたもの。	
令和5年(調)第3号事件 (令和5年7月26日受理)	隣接する飲食店から発生する騒音及び悪臭により被害を受けているとして、対策や損害賠償等を求めたもの。	

資料48 関西電力(株)舞鶴発電所環境保全協定遵守状況(令和3・令和4年度)

(1) 大気関係

項目		単位	協定値	令和3年度実績	令和4年度実績
硫黄酸化物	年間総排出量	10 <sup>3</sup> Nm <sup>3</sup> /年	1,523	815	632
	時間当たり最大排出量	Nm <sup>3</sup> /時	255	186	173
窒素酸化物	年間総排出量	10 <sup>3</sup> Nm <sup>3</sup> /年	1,457	1,285	1,169
	時間当たり最大排出量	Nm <sup>3</sup> /時	244	216	215
硫黄酸化物	排出口最大濃度(1号機)	ppm	49	38	37
	排出口最大濃度(2号機)			44	44
窒素酸化物	排出口最大濃度(1号機)	ppm (残存酸素濃度6%換算値)	45	44	42
	排出口最大濃度(2号機)			44	45
ばいじん	排出口最大濃度(1号機)	g/Nm <sup>3</sup> (残存酸素濃度6%換算値)	0.009	0.003	0.007
	排出口最大濃度(2号機)			0.005	0.005

(2) 水質関係

項目		単位	協定値	令和3年度実績	令和4年度実績	
構内排水(冷却排水を除く)	排水量	最大	m <sup>3</sup> /日	2,750	2,497	
		平均		1,260以下	1,129	
	汚濁負荷量	化学的酸素要求量(COD)	最大	kg/日	22	6.90
			平均		10.1以下	3.69
		浮遊物質(SS)	最大	kg/日	27.5	1.98
			平均		12.6以下	1.03
		n-ヘキサン抽出物質含有量(油分量)	最大	kg/日	2.8	1.98
			平均		1.3以下	1.03
	水質	水	最大	-	8.6	8.1
			最小		5.8	6.6
		化学的酸素要求量(COD)	最大	mg/L	15	7.2
			日平均		8以下	3.6
		浮遊物質(SS)	最大	mg/L	15	1
			日平均		10以下	<1
n-ヘキサン抽出物質含有量(油分量)	最大	mg/L	1	<1.0		
ふっ素含有量	最大	mg/L	13.5	0.3		
冷却排水の排水量		最大	10 <sup>3</sup> m <sup>3</sup> /日	6,307	6,142	
取水・放水の温度差		最大	℃	7以下	7.0	

※ 1号機は平成16年8月から営業運転開始、2号機は平成22年8月から営業運転開始

※ 「<」は、定量限界値未満のデータ(またはこれを含むデータから算定された値)に付している。

(注) 「関西電力(株)宮津エネルギー研究所公害防止協定遵守状況」については、同施設の発電設備が平成16年4月から休止中のため、平成19年度版環境白書から掲載していません。